

2024年度前期・社福国試対策

児童・家庭福祉

▶ 母子保健法の概要

1965(昭和40)年公布

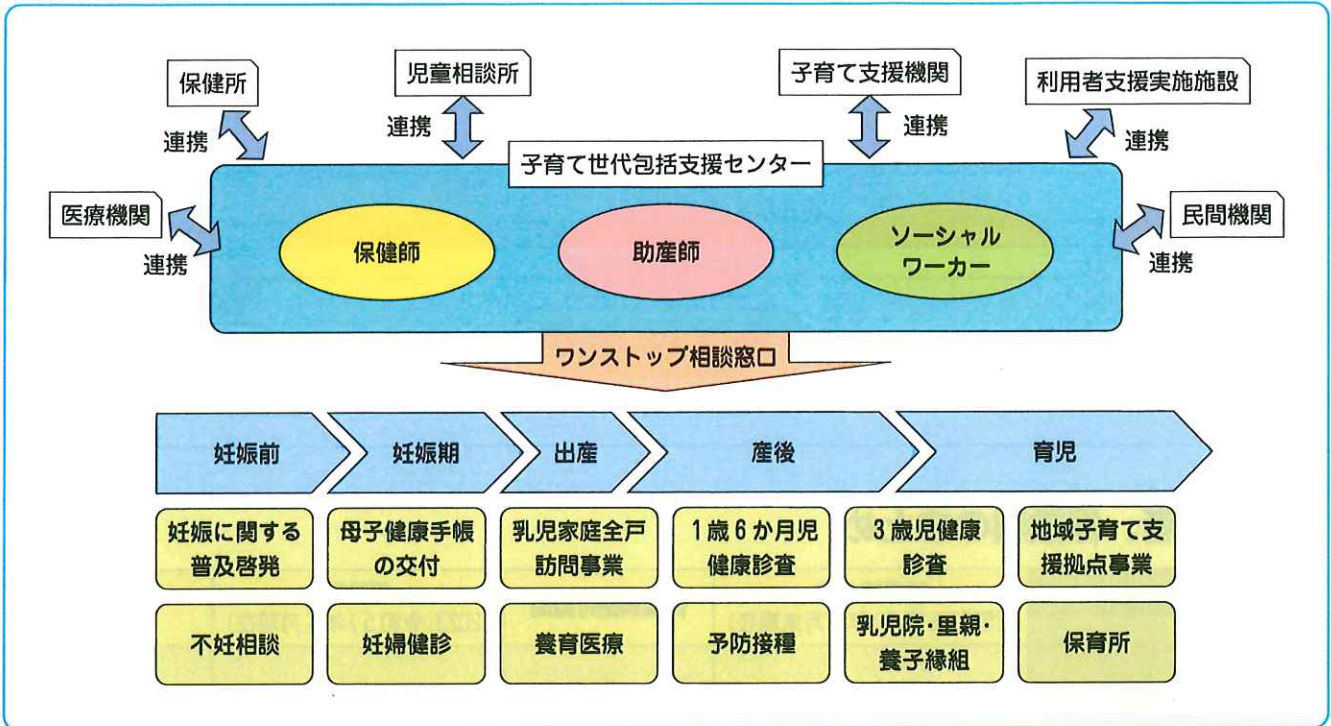


母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、医療などの措置を講じ、国民保健の向上に寄与することを目的としています。

目的	●母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする	
乳幼児の健康の保持増進	●乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない	
国及び地方公共団体の責務	●国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策が、乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない	
用語の定義	妊産婦	●妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう
	乳児	●1歳に満たない者をいう
		新生児
	幼児	●満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう
	未熟児	●身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう
養育医療	●市町村は、身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とする未熟児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費負担する(所得に応じて自己負担あり)	
	対象	●出生時の体重が2000g以下 ●生活能力が特に薄弱で、一定の症状を示すもの
妊娠の届出	●妊娠した者は、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない	
母子健康手帳の交付	●市町村は、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳を交付しなければならない	
低体重児の届出	●体重が2500g未満の乳児が出生したときは、保護者は乳児の現在地の市町村へ届け出なければならない	
健康診査	1歳6か月児健康診査	●市町村は、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に健康診査を行う
	3歳児健康診査	●市町村は、満3歳を超え満4歳に達しない幼児に健康診査を行う
保健指導	●市町村は、妊産婦・配偶者・保護者に対し、妊娠、出産、育児に関し必要な保健指導を行う	
妊産婦の訪問指導等	●市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、保健師等に妊産婦を訪問させて必要な指導を行う	



2017（平成29）年度より子育て世代包括支援センターが法定化されました。現状さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点として、切れ目のない支援を実施していきます。



母子健康包括支援センター (子育て世代包括支援センター)	●市町村は、必要に応じ、次の事業を行う 母子健康包括支援センター を設置するよう 努めなければならない	
	1	●母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な 実情の把握
	2	●母子保健に関する各種の 相談 に応ずること
	3	●母性並びに乳児及び幼児に対する 保健指導 を行うこと
	4	●母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との 連絡調整 その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、内閣府令で定める支援を行うこと
5	● 健康診査、助産 その他の母子保健に関する事業を行うこと	
2021(令和3)年4月施行 産後ケア事業	●市町村は、 産後ケア を必要とする 出産後1年を経過しない女子及び乳児 につき、次のいずれかに掲げる事業を行うよう努めなければならない	
	訪問事業	●産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の 居宅を訪問し、産後ケアを行う事業
	通所事業	●産後ケアセンターなどに産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を 通わせ、産後ケアを行う事業
	短期入所事業	●産後ケアセンターに産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を 短期間入所させ、産後ケアを行う事業

23 児童・家庭福祉

【穴埋めチェック2024】
P.93～P.100参照



▶ 児童福祉法

1947（昭和22）年公布

総 則	第 1 条	<ul style="list-style-type: none"> ● すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する 	
	第 2 条	1	<ul style="list-style-type: none"> ● すべて国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない
		2	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う
		3	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う
第 3 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない 		
国及び地方公共団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない 		
	国	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等を行う 	
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う 	
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う 	
定 義	児 童	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を次のように分ける 	
		<ul style="list-style-type: none"> ①乳児（満1歳に満たない者） ②幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者） ③少年（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦又は出産後1年以内の女子 	
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ● 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者 	
	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする 	
		児童厚生施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童家庭支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言等を行う施設 	

児童福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童、妊産婦、知的障害児などの福祉と保健に関する事項について調査・審議する機関 ● 都道府県、指定都市に設置義務、市町村は任意設置 	
実施機関と専門職	児童相談所	● 都道府県（指定都市）は、児童相談所を設置しなければならない
	保健所	● 保健所は、児童の健康相談、健康診査、保健指導などを行う
	児童福祉司	● 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない
	児童委員	● 市町村の区域に児童委員を置く。民生委員は、児童委員に充てられたものとする
	保育士	● この法律で、保育士とは、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう
市区町村子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援にかかる業務全般を行う 	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども家庭支援全般にかかる業務 ● 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊産婦等への支援業務 ● 関係機関との連携調整
療育の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない 	
小児慢性特定疾病医療費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関から医療を受けたときは、保護者等に対し、小児慢性特定疾病医療費を支給する ● 医療費助成に要する費用は都道府県等の支弁（国が1/2を負担） 	
療育の給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる 	
一時保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の一時保護を行い、又は警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる ● 親権者の意に反し、2か月を超えて一時保護を行うには、家庭裁判所の承認が必要 	
要保護児童の通告	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童を発見した者は、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない ● 罪を犯した満14歳以上の児童については、家庭裁判所に通告しなければならない 	
被措置児童等虐待の防止等	<ul style="list-style-type: none"> ● 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない 	
	通告件数	● 2020（令和2）年度の届出・通告件数は389件、虐待の事実が認められた件数は121件であった

▶ 児童福祉の理念

<p>●1909年 第1回ホワイトハウス会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ルーズベルト大統領のもと要保護児童の保護に関する会議が招集された ●「児童は緊急やむを得ない理由がない限り、家庭生活から引き離されてはならない」という声明が出された 	
<p>●1924年 児童の権利に関する ジュネーブ宣言</p>	<p>宣言事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国際連盟で採択された宣言 ●すべての児童に保障すべきことを宣言した <ol style="list-style-type: none"> 1 児童は、心身の正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない 2 飢えた児童は食物を与えられなければならない。病気の児童は看病されなければならない 3 児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない
<p>●1947年 児童福祉法（第1条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない ●すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない 	
<p>●1948年 世界人権宣言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回国連総会において採択 ●人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した 	
<p>●1951年 児童憲章</p>	<p>基本綱領</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める（3つの基本綱領と12条の本文がある） <ol style="list-style-type: none"> 1 児童は、人として尊ばれる 2 児童は、社会の一員として重んぜられる 3 児童は、よい環境の中で育てられる
<p>●1959年 児童の権利に関する宣言</p>	<p>第1条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国際連合において、1948年の世界人権宣言を踏まえ、1959年に制定された。前文と本文第1条～第10条までである <p>すべての児童は、いかなる例外もなく、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上等のために差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない</p>
<p>●1979年 国際児童年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童の権利に関する宣言の採択20周年を記念して、1979年を国際児童年とする決議が1976年の国連総会で採択された 	
<p>●1989年 児童の権利に関する条約</p>	<p>第1条</p> <p>第2条</p> <p>第3条</p> <p>第12条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●1989年の第44回国連総会において採択された。日本は1994年に批准（第1条～第54条までである） <p>この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう</p> <p>締約国は、児童に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見などにかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重する</p> <p>児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする</p> <p>締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する</p>

▶ **こども基本法**

2023（令和5）年4月施行

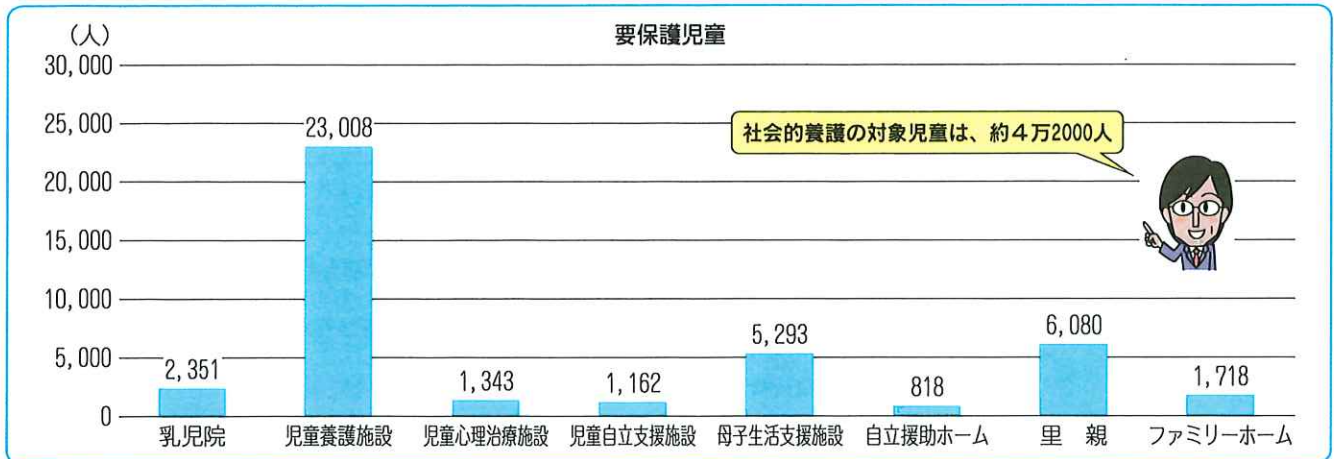
総則	<ul style="list-style-type: none"> この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする 	
定義	こども	<ul style="list-style-type: none"> 「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう
	こども施策	<ul style="list-style-type: none"> ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
こども大綱	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない 	
都道府県こども計画等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする 都道府県こども計画等は、他の法令に基づく「都道府県子ども・若者計画等」「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができる 	
こども政策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置く 	
	事務	<ul style="list-style-type: none"> こども大綱の案を作成すること こども施策に関する重要事項について審議し、こども施策の実施を推進 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること

▶ **こども家庭庁設置法**

2023（令和5）年4月施行

設置	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府設置法の規定に基づいて、内閣府の外局として、こども家庭庁を設置する こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする 	
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 こどもの保育及び養護 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 こどもの保健の向上 こどもの虐待の防止 いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備 など 	
こども家庭審議会	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く 	
	事務	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、基本的な政策に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること

社会的養護が必要な児童



資料：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて（令和5年4月）」

児童福祉施設等

施設名	概要
助産施設	●保健上必要があるにもかかわらず、 経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦 が入院し、助産を受けることができる施設
乳児院	● 保護者がいない 、又は保護者の事情で家庭での養育ができない 乳児 （特に必要のある場合には、 幼児を含む ）を預かって養育する施設
児童養護施設	● 保護者のない児童 （特に必要のある場合には、 乳児を含む ）、 虐待を受けている児童 その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談などを行うことを目的とする施設
児童心理治療施設	●家庭環境、学校における交友関係その他の 環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童 に、社会生活に適応するために必要な 心理に関する治療及び生活指導 を行う施設
児童自立支援施設	● 不良行為を行ったか 、又は そのおそれのある児童 及び 家庭環境等の環境上の理由により生活指導 等を要する児童を入所又は通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、 自立を支援 する施設
母子生活支援施設	● 配偶者のない女子 又はこれに準ずる事情にある女子及び その者の監護すべき児童 を入所させて保護し、自立の促進のために生活を支援する施設
	サービス内容 <ul style="list-style-type: none"> ●自立を支援するための、就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言 ●施設長は、個々の母子について、自立支援計画を策定する ●ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の一時保護や相談
自立援助ホーム （児童自立生活援助事業）	●義務教育を終了し、 児童養護施設などを退所した児童 又は都道府県知事が必要と認めた者に対し、 自立援助ホーム において、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う ●入居定員は、5人以上20人以下
	対象者 <ul style="list-style-type: none"> ●義務教育を終了した20歳未満の児童等
	就学者自立生活援助事業 <ul style="list-style-type: none"> ●大学等に就学中の場合は、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度末まで、児童自立生活援助を行うことができる

● 里親・ファミリーホーム

里 親	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親とは、4人以下の要保護児童を養育することを希望する者で、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう ● 里親となることを希望する者に配偶者がいなくても、都道府県知事が認めれば里親として認定される 	
	養育里親	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童を養育することを希望し、養育里親研修を修了し、養育里親名簿に登録された者
	専門里親	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に支援が必要な次の要保護児童が対象 ① 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ② 非行等の問題を有する児童 ③ 身体障害、知的障害、精神障害がある児童
	養子縁組里親	<ul style="list-style-type: none"> ● 養親となることを希望する者のうち、養子縁組里親研修を修了し、養子縁組名簿に登録された者
	親族里親	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の要件に該当する要保護児童が対象 ① 当該親族里親に扶養義務がある児童 ② 児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、養育が期待できないこと
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(要保護児童)に対し、養育に関し相当の経験を有する者の住居(ファミリーホーム)において養育を行う事業 ● 定員5~6人 	

● 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない 	
支援対象者	要保護児童	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
	要支援児童	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
	特定妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
地域協議会の業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童等に関する情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議 ● 個別ケース検討会議のほか、構成員の代表者による会議(代表者会議)や実務担当者による会議(実務者会議)を開催することが期待される 	
要保護児童対策調整機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、1個に限り調整機関を指定する ● 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う ● 調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない 	

▶ 不登校

教育機会確保法（※）	● 不登校の児童、生徒たちを支援する「教育機会確保法」が2017（平成29）年2月より施行
不登校児童生徒の定義	● 相当の期間学校を欠席する児童生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く）にあるもの
「特例校」の設置	● 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（特例校）の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努める

（※）正式名称：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

▶ いじめ

いじめ防止対策推進法 （2013（平成25）年施行）	● いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律
いじめの定義	● 「いじめ」とは、児童等に対して、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
基本理念	● いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない
いじめの禁止	● 児童等は、いじめを行ってはならない

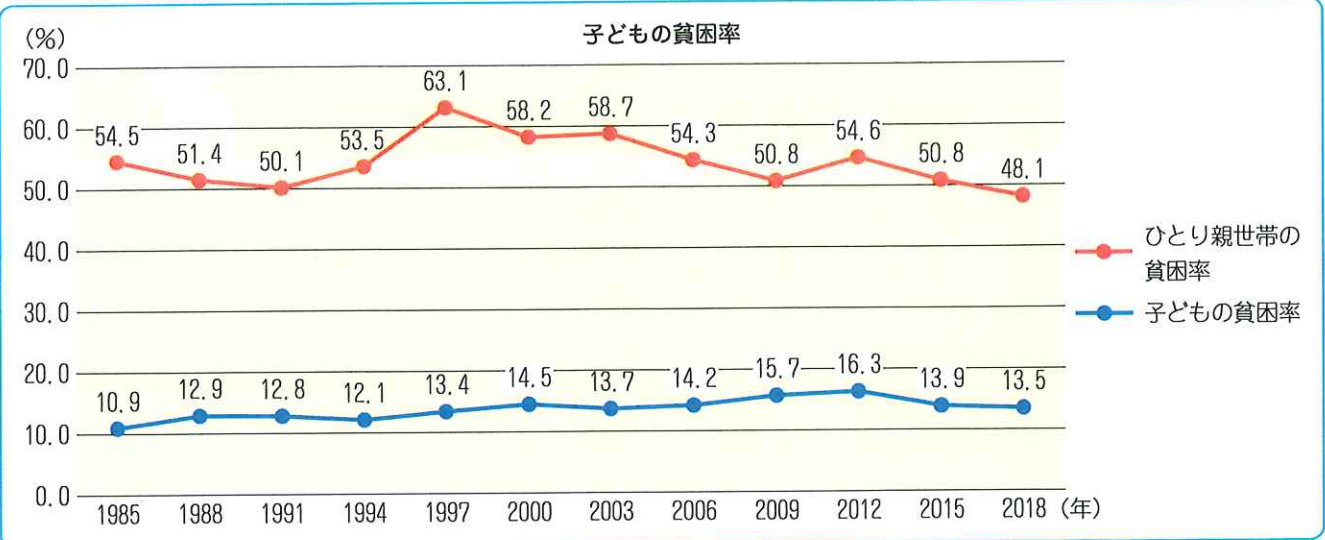
▶ 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。



特別支援学校	● 障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校 ● 特別支援学校の幼稚園部、小学部、中学部、高等部で行う
特別支援学級	● 障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う ● 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校で実施
通級による指導	● 通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間、特別な指導の場で行う ● 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校で実施

▶ 子どもの貧困対策



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

▶ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 2023（令和5）年4月改正

目的	●子どもの貧困対策に関し、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、 子どもの貧困対策を総合的に推進 することを目的とする
子どもの貧困対策に関する大綱	●政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない
年次報告	●政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない
都道府県計画等	●都道府県は、 都道府県における子どもの貧困対策についての計画 （都道府県計画）を定めるよう努める ●市町村は、 市町村における子どもの貧困対策についての計画 を定めるよう努める

▶ 子ども・若者育成支援推進法 2023（令和5）年4月改正

目的	●子ども・若者育成支援について、施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、 子ども・若者育成支援施策を推進 することを目的とする
子ども・若者育成支援推進大綱	●政府は、 子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱 を定めなければならない
都道府県子ども・若者計画等	●都道府県は、「 都道府県子ども・若者計画 」を作成するよう努める ●市町村は、「 市町村子ども・若者計画 」を作成するよう努める
子ども・若者総合相談センター	●地方公共団体は、 子ども・若者育成支援に関する相談 に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努める

▶ 女性支援法^(※)

「女性支援法」は、売春防止法の「補導処分」(第3章)や「保護更生」(第4章)を廃止し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することなどを目的に、2024(令和6)年4月に施行されます。

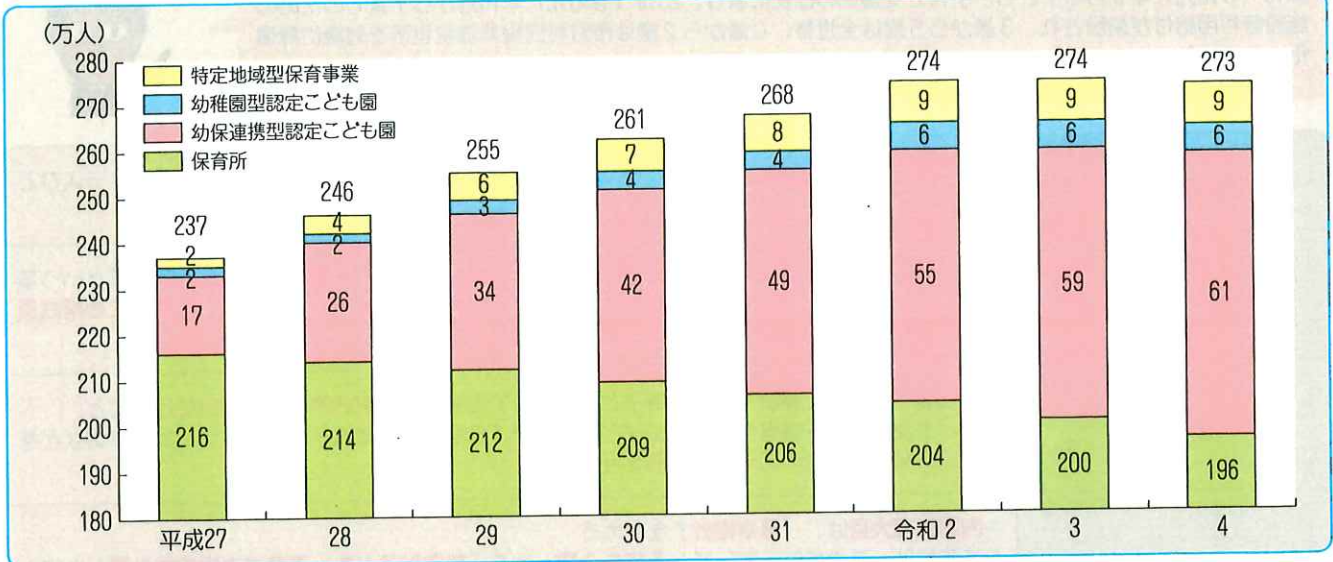


<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする 	
<p>定義</p>	<p>困難な問題を抱える女性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)
<p>基本方針及び都道府県基本計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(基本方針)を定めなければならない ● 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(都道府県基本計画)を定めなければならない 	
<p>女性相談支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない(指定都市は任意設置) 	
<p>業務内容</p>	<p>1</p>	<p>困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずる</p>
	<p>2</p>	<p>困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う</p>
	<p>3</p>	<p>困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行う</p>
	<p>4</p>	<p>困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う</p>
	<p>5</p>	<p>困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う</p>
<p>女性相談支援員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、女性相談支援員を置くものとする ● 市町村は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする 	
<p>業務内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う 	
<p>女性自立支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、女性自立支援施設を設置することができる ● 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる 	
<p>支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う 	

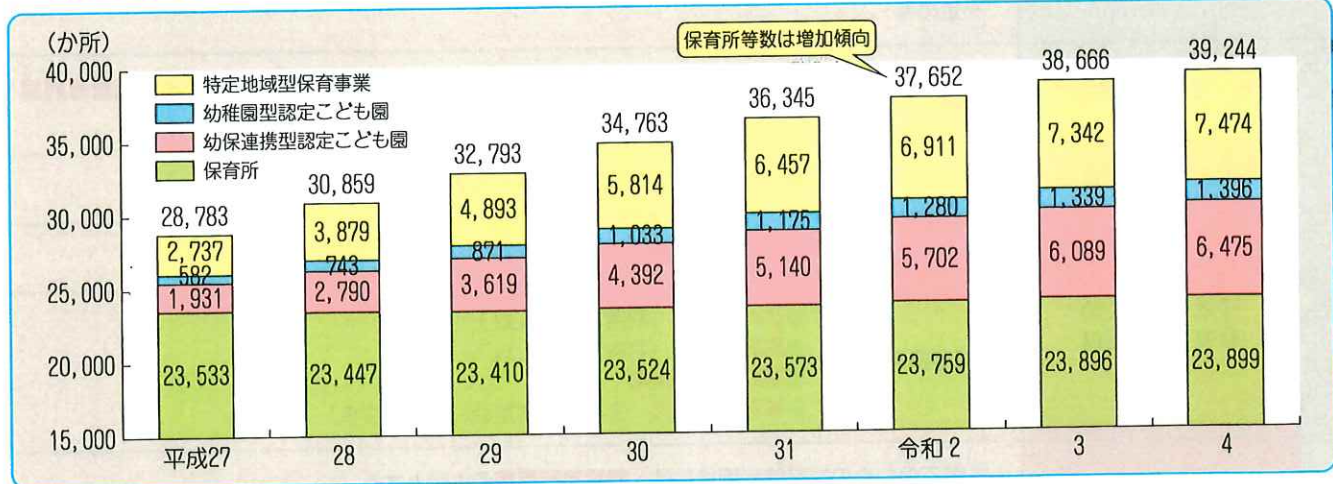
24 子ども・子育て支援法

▶ 保育所等利用児童数の推移

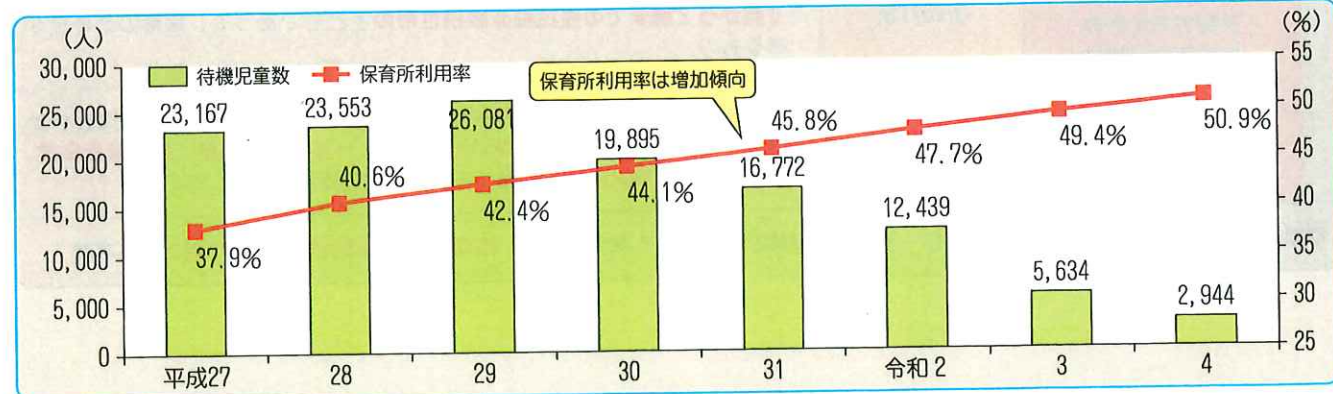
平成27年度より子ども・子育て支援法が施行。その後、保育所等利用児童数は増加傾向にありましたが、令和4年で減少しました



▶ 保育所等数の推移



▶ 保育所待機児童数の推移



資料：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和4年4月1日）」

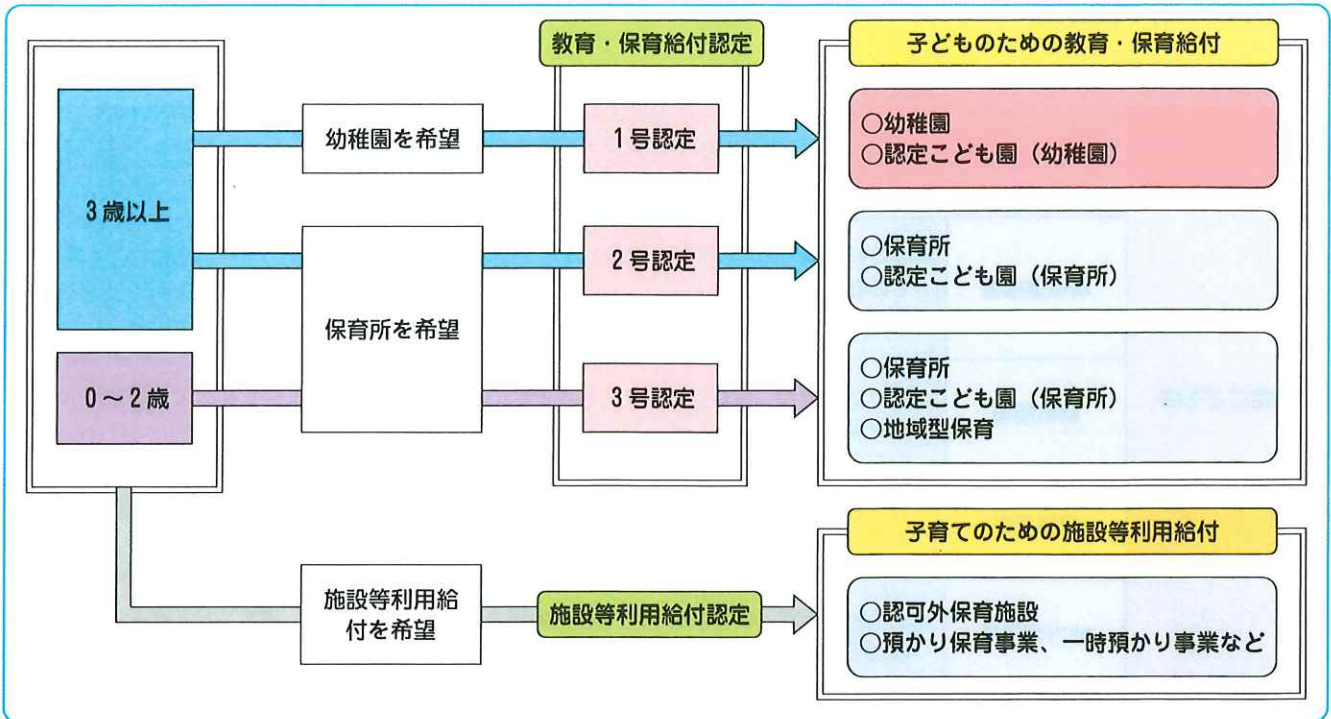
▶ 子ども・子育て支援法

2019（令和元）年5月の子ども・子育て支援法の改正により、2019（令和元）年10月から子育てのための施設等利用給付が創設され、3歳から5歳は全世帯、0歳から2歳は市町村民税非課税世帯を対象に無償化されました。



目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援給付など子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする 	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない 	
市町村の責務	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと ● 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用するために必要な援助を行うこと 	
子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣総理大臣は、「基本指針」を定める ● 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める ● 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定める 	
子ども・子育て支援給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どものための現金給付」と「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」がある 	
子どものための現金給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものための現金給付は、児童手当法に規定する児童手当の支給とする 	
子どものための教育・保育給付	施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園、幼稚園、保育所
	地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ● 家庭的保育（利用定員5人以下） ● 居宅訪問型保育 ● 事業所内保育（主として従業員に保育を提供）
子育てのための施設等利用給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする 	
	支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳以上の小学校就学前子ども ● 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるもの
	対象施設等	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の实情に応じて実施する事業 	

● 教育・保育の利用の流れ



市町村の認定等		● 保護者は、子どものための教育・保育給付を受けるときは 教育標準時間の認定 、 保育の必要性の認定 を、施設等利用給付を受けるときは 施設等利用給付認定 を受ける	
認定区分	教育・保育給付認定	1号認定	● 「 教育 」を希望する 満3歳以上 の子ども（2号認定を除く）
		2号認定	● 「 保育を必要とする事由 」に該当する 満3歳以上 の子ども
		3号認定	● 「 保育を必要とする事由 」に該当する 満3歳未満 の子ども
	施設等利用給付認定	新1号認定	● 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
		新2号認定	● 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
		新3号認定	● 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者
保育の必要性の認定	保育が必要な事由	● 「 就労 」「 保護者の疾病、障害 」「 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 」「 災害復旧 」「 妊娠出産 」「 求職活動 」「 就学 」「 虐待やDVのおそれがある 」など	
	保育の必要量	保育標準時間	● フルタイム就労を想定した利用時間（ 最長11時間 ）
		保育短時間利用	● パートタイム就労を想定した利用時間（ 最長8時間 ）
利用者負担	3歳以上	● 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育などの利用料は 無料	
	3歳未満	● 保護者及び同一世帯員が 市町村民税世帯非課税者 は 無料	

▶ 教育・保育給付

● 施設型給付

認定こども園	● 認定こども園法に基づく認可で設立され、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、地域における子育て支援も行う施設	
	幼保連携型	● 認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ ● 学校及び児童福祉施設として位置づけられている
	幼稚園型	● 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
	保育所型	● 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
	地方裁量型	● 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
保育所	認可保育所	● 児童福祉法に基づく認可で設立。共働きなど、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。0歳～小学校就学の始期に達するまでの幼児が対象 ● 公立保育所や、都道府県知事等の認可を受けて設置した私立保育所がある ● 定員20人以上
	認可外保育所	● 認可保育所に該当しない保育施設で、児童福祉法に基づく届出が必要
幼稚園	● 学校教育法に基づく学校で、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児が対象	
	預かり保育事業	● 保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う

● 地域型保育給付

地域型保育給付	● 施設よりも少人数の単位（原則19人以下）で、3歳未満の子どもを預かる事業	
	小規模保育	● 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う
	家庭的保育	● 少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行う
	事業所内保育	● 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う
	居宅訪問型保育	● 障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う

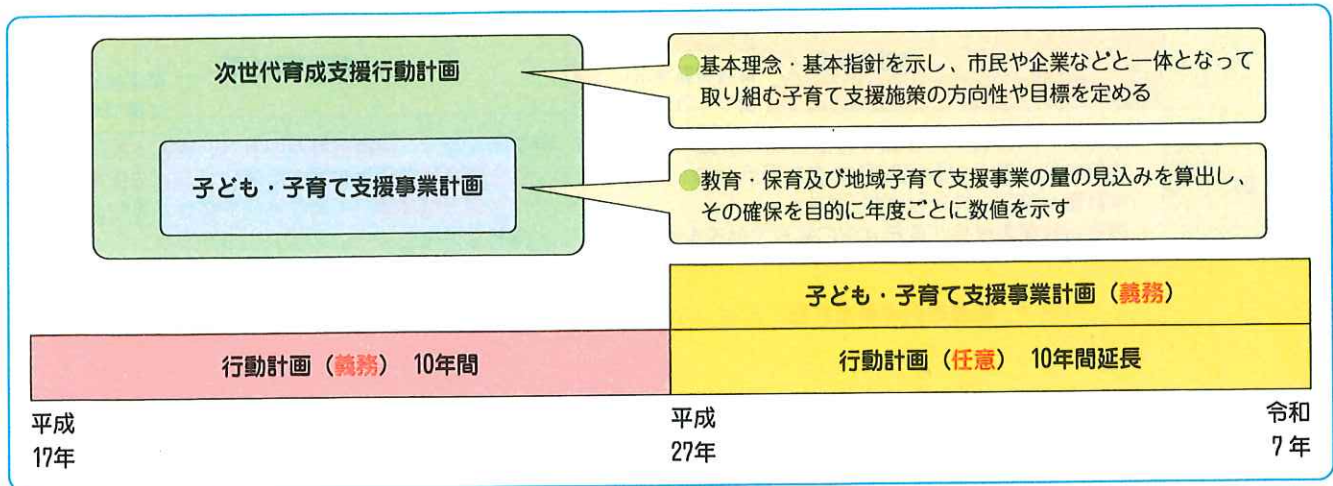
▶ 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施します（費用負担割合は、国、都道府県、市町村がそれぞれ1/3）。



1	一時預かり事業	● 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で 一時的に預かり、必要な保護を行う 事業
2	病児保育事業	● 病気の児童 について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、 看護師等が一時的に保育等を行う 事業
3	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	● 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との 相互援助活動に関する連絡調整 を行う事業
4	利用者支援事業	● 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての 相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等 を実施する事業
5	地域子育て支援拠点事業	● 家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、 地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等 を行う事業
6	妊婦健康診査	● 妊婦の健康の保持及び促進を図るため、 妊婦に対する健康診査 として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
7	乳児家庭全戸訪問事業	● 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭 を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
8	養育支援訪問事業	● 乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要とされる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、 養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う 事業
9	子育て短期支援事業	● 母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。 短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業 がある
10	延長保育事業	● 保育認定を受けた子どもについて、 通常の利用日・利用時間以外の日・時間 において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	● 保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童 に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な 遊び及び生活の場 を与えて、その健全な育成を図る事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	● 保護者の世帯所得の状況等を勘案 して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する 費用等を助成する 事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	● 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

▶ 子どもに関する計画



▶ 子ども・子育て支援事業計画

国	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣総理大臣は、基本指針を定めるものとする ● 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない 		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本指針に即して、5年を1期とする都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定める <p>【定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、提供体制の確保の内容及びその実施時期 ● 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容 ● 特定教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対して行われる保護など専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県地域福祉支援計画、教育振興基本計画等と調和が保たれたものでなければならない ● 都道府県は、計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者など当事者の意見を聴かなければならない ● 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、内閣総理大臣に提出しなければならない 		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">教育・保育提供区域</td> <td>市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域</td> </tr> </table> <p>【定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育提供区域ごとの特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、提供体制の確保の内容 ● 教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容 ● 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村地域福祉計画、教育振興基本計画等と調和が保たれたものでなければならない ● 市町村は、計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者など当事者の意見を聴かなければならない ● 市町村は、計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない ● 市町村は、計画を定め、又は変更したときは都道府県知事に提出しなければならない 	教育・保育提供区域	市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域
教育・保育提供区域	市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域		

▶ 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法（2025（令和7）年3月までの時限立法）

次世代育成支援対策推進法の基本理念	●次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての 第一義的責任 を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う 喜びが実感 されるように配慮して行わなければならない
国	●主務大臣は、基本理念にのっとり 行動計画策定指針 を定めなければならない
都道府県行動計画	● 5年を1期 として策定（策定は任意） 【定める事項】
市町村行動計画	①次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 ②実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
一般事業主行動計画（従業員101人以上は策定義務）	●一般事業主で、常時雇用する労働者の数が 100人を超えるもの は、行動計画策定指針に即して、 一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出 なければならない
くるみん認定（プラチナくるみん認定）	●一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「 子育てサポート企業 」として、厚生労働大臣の認定（ くるみん認定 ）を受けることができる ●平成27年度より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業に対する、 プラチナくるみん認定 が始まった

▶ 障害児福祉計画

国	● 内閣総理大臣 は、 基本指針 を定めるものとする
都道府県	● 基本指針 に即して、都道府県障害児福祉計画を定める
	【定める事項】 ● 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援 の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の 種類ごとの必要な見込量 ●各年度の 指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
	●都道府県障害児福祉計画は、 都道府県障害福祉計画と一体のものとして 作成することができる
	●障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる
市町村	●基本指針に即して、市町村障害児福祉計画を定める
	【定める事項】 ● 障害児通所支援及び障害児相談支援 の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の 種類ごとの必要な見込量
	●市町村障害児福祉計画は、 市町村障害福祉計画と一体のものとして 作成することができる

母子・父子・寡婦福祉

母子福祉法1964（昭和39）年公布

	母子世帯	父子世帯
世帯数（推計値）	約120万世帯	約15万世帯
ひとり親世帯になった理由	離婚 80% 死別 5%	離婚 70% 死別 21%
就業状況	86%	88%
うち 正規の職員・従業員	49%	70%
うち 自営業	5%	15%
うち パート・アルバイト等	39%	5%
平均年間収入（母又は父自身の収入）	272万円	518万円
養育費の取り決めをしている	47%	28%
養育費を現在も受けている	28%（平均月額50,485円）	9%（平均月額26,992円）

資料：令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要

2014（平成26）年10月改正

定義	配偶者のない女子(男子)	● 配偶者と死別や離婚等した女子（男子）で現に婚姻していないもの
	児童	● 20歳未満の者
	寡婦	● 配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの
自立への努力		● 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない
自立促進計画		● 都道府県等は、基本方針に即し、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項などを定めた自立促進計画を策定する

就業支援

雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあつせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるよう努める ● 公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努める
母子家庭等就業・自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業 ● 母子家庭等就業・自立支援センターが都道府県、指定都市、中核市に設定されている
母子（父子）家庭自立支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援教育訓練給付金（対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%を支給） ● 高等職業訓練促進給付金等事業（看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業（上限4年）する場合に給付金を支給）
売店等の設置の許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共的施設の管理者は、母子・父子福祉団体等から申請があったときは、公的施設内において、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない

▶ 子育て・生活支援

母子・父子自立支援員	● 都道府県知事等は、社会的信望があり、次の職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱する	
	職務	● 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う ● 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う
ひとり親家庭等日常生活支援事業	● 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う	
母子・父子福祉施設 第二種社会福祉事業	● 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる	
	母子・父子福祉センター	● 無料または低額な料金で、母子家庭等の各種の相談に応じ、生活指導・生業の指導等を行う施設
	母子・父子休養ホーム	● 母子家庭等に対し、無料または低額な料金で、レクリエーション等休養のための便宜を提供する施設
公営住宅の供給、保育施設の利用等に関する特別の配慮	● 市町村等は、公営住宅の供給を行う場合、保育所に入所する児童を選考する場合などは特別の配慮をしなければならない	

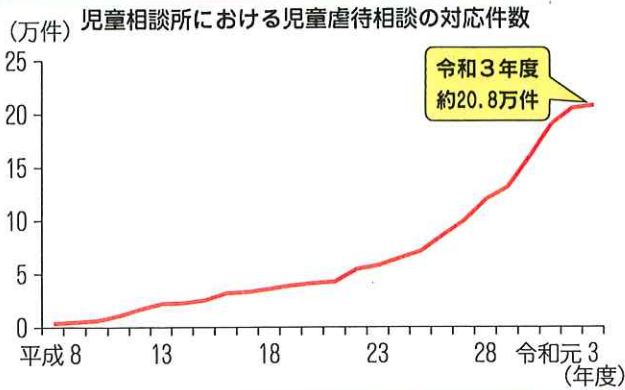
▶ 養育費の確保

扶養義務の履行	● 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない ● 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない
養育費等相談支援センター	● 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う
養育費等支援事業	● 母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費専門相談員を配置し、養育費に関する相談や、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援等を実施

▶ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

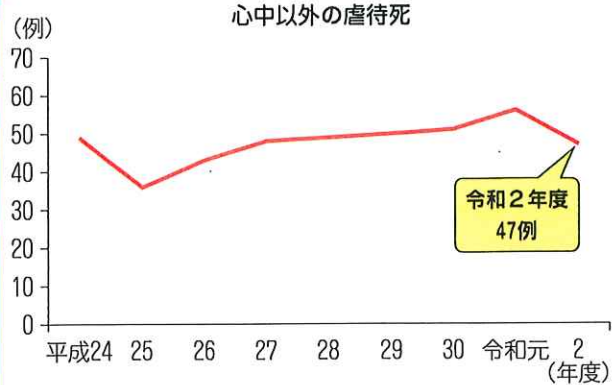
実施主体	● 都道府県、指定都市、中核市
対象	● 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの ● 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの ● 寡婦福祉資金：寡婦
資金の種類	①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金(計12種類)
貸付条件等	● 利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0% ● 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

33 児童虐待



相談別対応件数	心理的虐待 60%	身体的虐待 24%	ネグレクト 15%	性的虐待
主な虐待者	実母 48%	実父 42%	その他	

資料：厚生労働省「令和3年度福祉行政報告例」等



死亡した子どもの年齢	0歳 65%	3歳 8%	その他
主な虐待の類型	身体的虐待 43%	ネグレクト 45%	その他

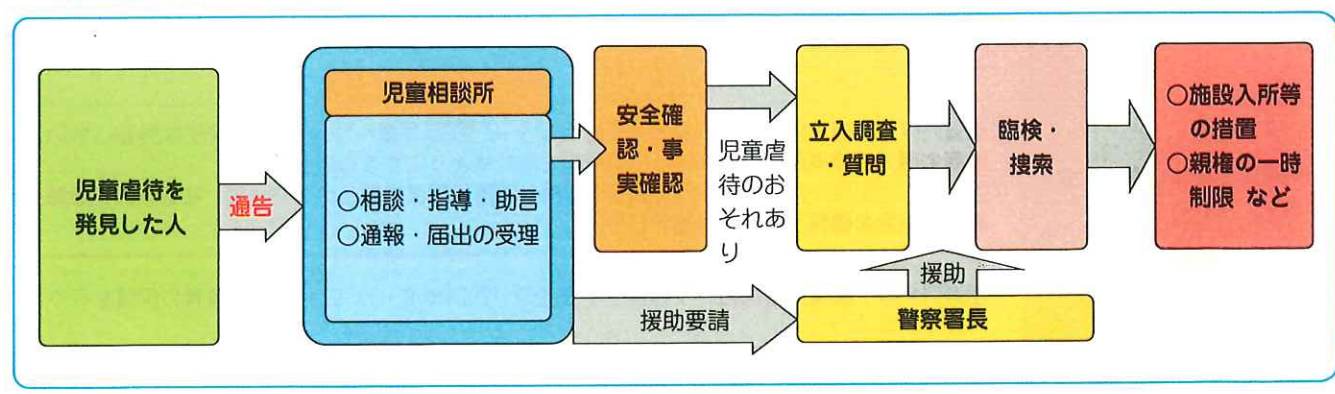
資料：「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告書」

▶ 児童虐待防止法の内容

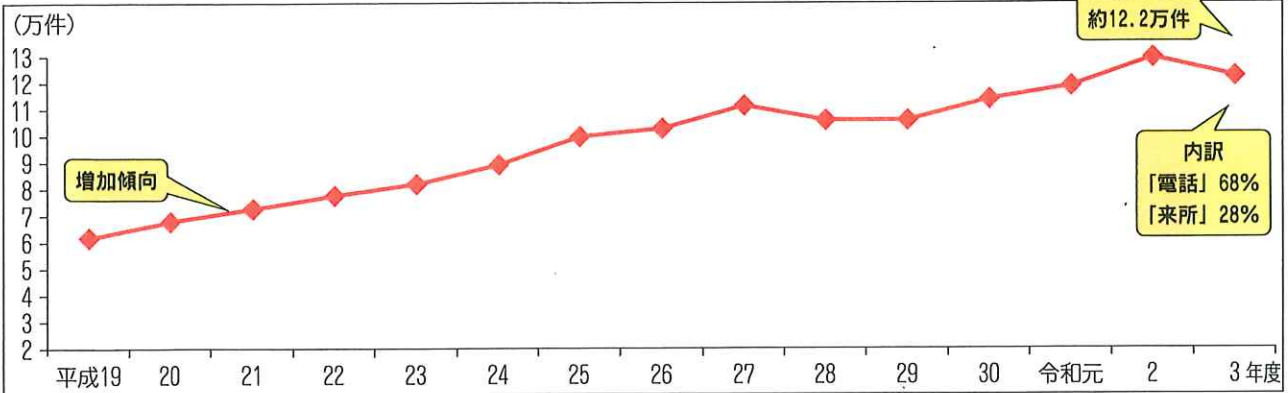
定義	児童虐待	●保護者（親権を行う者、未成年後見人等で、児童を現に監護するもの）が、その監護する児童（18歳に満たない者）について行う次の虐待行為をいう	
	虐待の種類	身体的虐待	●児童の 身体に外傷 が生じ、又は生じるおそれのある 暴行を加えること
		心理的虐待	●児童に対する 著しい暴言 又は 著しく拒絶的な対応 、児童が同居する家庭における 配偶者に対する暴力 その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
		性的虐待	●児童に わいせつな行為 をすること又は児童をして わいせつな行為 をさせること
		ネグレクト	●児童の心身の正常な発達を妨げるような 著しい減食 又は 長時間の放置 、保護者以外の同居人による 虐待の放置 等保護者としての監護を著しく怠ること
児童に対する虐待の禁止		● 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない	
早期発見		●児童福祉に業務上関係のある 団体 及び児童福祉に職務上関係のある人は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない	
2020（令和2）年4月～ 体罰の禁止等		●児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、 体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない	
通報義務	保護者による虐待	●児童虐待を 受けたと思われる児童 を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所に通告しなければならない	
	被措置児童等虐待（児童福祉法）	●被措置児童等虐待を 受けたと思われる児童 を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならない ●施設職員等は、この通報をしたことを理由として、 解雇その他不利益な取扱い を受けない	
	●児童虐待の通報は、 守秘義務 に関する法律の規定に妨げられない		

対応	通告又は送致を受けた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所長は、児童との面会など児童の安全確認の措置を講じ、必要に応じ次に掲げる措置を採る
	措置	<ul style="list-style-type: none"> 児童を児童相談所に送致すること 出頭の求め及び調査、質問、立入り及び調査、一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること
	出頭要求等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童の保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に必要な調査又は質問をさせることができる
	立入調査等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる
	臨検、搜索等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、児童の保護者が正当な理由なく立入調査等を拒んだ場合は、安全を確保するため、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる
	方法等	<ul style="list-style-type: none"> 臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない 臨検又は搜索をするにあたって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる
	警察署長に対する援助要請等	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所長は、必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求めることができる
面会等の制限等	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置や一時保護が行われた場合、児童虐待を行った保護者について、児童との面会、児童との通信を制限することができる 児童の保護に支障をきたすと認めるとき等は、児童相談所長は、保護者に対し、児童の住所又は居所を明らかにしないものとする 	
保護者の接触制限	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、施設入所等の措置が採られ、かつ、児童との面会が制限されている場合、6か月を超えない期間を定めて、保護者に対し、児童の住所もしくは居所、学校などにおいて児童の身辺につきまとい、又ははいかいしてはならないことを命ずることができる 	

▶ 児童虐待への対応



配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



相談した施設の種類の割合	男女共同参画センター・女性センター 32%	婦人相談所(女性相談支援センター(2024年度~)) 28%	福祉事務所・保健所 16%	児童相談所 2%	その他
加害者との関係	配偶者(届出あり) 80%			届出なし等 2%	離婚済 14% 交際相手
相談者の性別	女性 約97%				男性

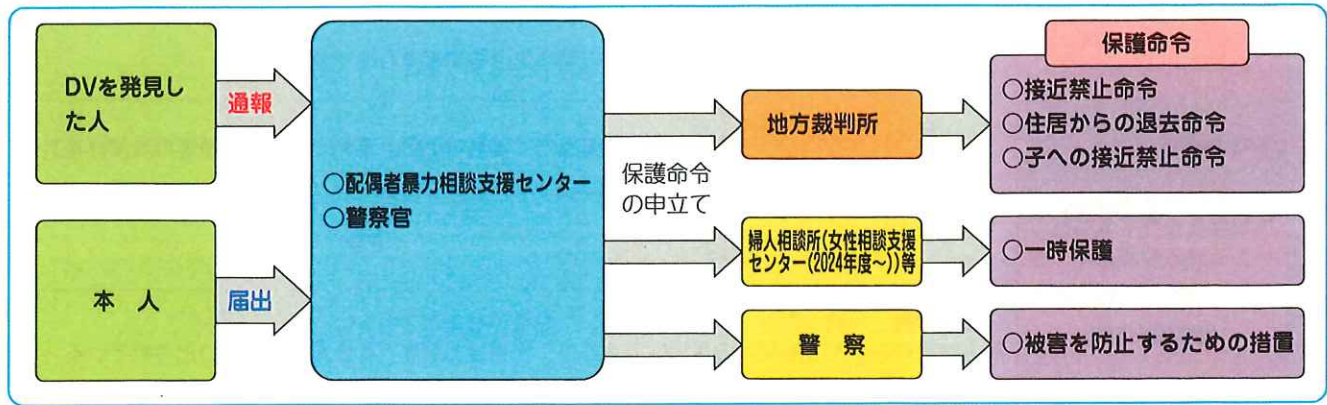
資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について（令和3年度分）」等

▶ 配偶者暴力防止法の内容

定義	配偶者からの暴力	● 配偶者からの 身体に対する暴力 又はこれに準ずる 心身に有害な影響を及ぼす言動 をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該 配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む
	暴力の種類	身体的暴力 ● 身体に対する不法な攻撃 であって生命又は身体に危害を及ぼすもの ※保護命令の対象となるのは、身体に対する暴力のみ
		精神的暴力 ● 身体的な暴力に準ずる 心身に有害な影響を及ぼす言動
	配偶者	● 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む ● 「離婚」には、婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情 にあった者が、 事実上離婚したと同様の事情 に入ることを含む
	準用	● 生活の本拠を共にする交際 をする関係にある相手からの暴力及びその被害についても、この法律を準用する
	配偶者暴力相談支援センター	● 都道府県は、 婦人相談所 （女性相談支援センター（2024年度～））その他の適切な施設において、 配偶者暴力相談支援センター としての機能を果たすようにするものとする ● 配偶者暴力相談支援センターは、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整、被害者の 緊急時における安全の確保 及び 一時保護 などを行う
	婦人保護施設（女性自立支援施設（2024年度～））における保護	● 都道府県は、 婦人保護施設 （女性自立支援施設（2024年度～））において被害者の保護を行うことができる
	通報	● 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を 配偶者暴力相談支援センター 又は 警察官 に通報するよう努めなければならない

被害者の保護	保護についての説明等	● 配偶者暴力相談支援センターは、通報又は相談を受けた場合は、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について 説明及び助言 を行うとともに、必要な 保護を受けることを勧奨 する
	警察官による被害の防止	● 警察官は、 暴力の制止、被害者の保護 その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
	警察本部長等の援助	● 警察本部長又は警察署長は、配偶者からの暴力による被害を 自ら防止するための援助を受けたい旨の申出 があり、その申出を相当と認めるときは、被害を 自ら防止するための措置の教示 その他配偶者からの暴力による 被害の発生を防止するために必要な援助 を行う
保護命令	● 裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、配偶者に対し、「 接近禁止命令 」や「 退去命令 」を命ずることができる	
	接近禁止命令	● 命令の効力が生じた日から起算して 6月間 、被害者の住居等において 被害者の身辺につきまとい 、又は被害者の住居、勤務先等の付近を はいかい してはならないことを命ずることができる ● 接近禁止命令を発するとき、配偶者に対し、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないと命ずる ① 面会を要求 すること ②その行動を 監視 していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと ③著しく 粗野又は乱暴な言動 をすること ④電話をかけて 何も告げず 、又は緊急やむを得ない場合を除き、 連続して 、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること ⑤緊急やむを得ない場合を除き、 午後10時から午前6時 までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること など
		子や親族等への接近禁止命令
	退去命令	● 命令の効力が生じた日から起算して 2か月間 、被害者と共に生活の本拠としている 住居から退去 すること及び当該住居の付近を はいかい してはならないことを命ずることができる
	罰則	● 保護命令に違反した場合は、 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 に処せられる

▶ DVへの対応



社会福祉士・国家試験対策用語集

児童・家庭福祉

アスペルガー症候群

[Asperger syndrome]

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。発達障害者支援法（2条1項）で発達障害の1つとされている。アメリカ精神医学会の最新の診断基準（DSM-5）では自閉症スペクトラム障害に含むとされた。

新しい社会的養育ビジョン

2016（平成28）年、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先して発達環境を整えるべき指針が明示された。この実現のために2017（平成29）年8月に策定されたのが「新しい社会的養育ビジョン」である。「子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る」ため、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則の段階を追っての徹底、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底、等が具体的な改革目標として定められた。

新しい少子化対策について

2005（平成17）年、日本が1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処するために、2006（平成18）年6月に少子化社会対策会議において本対策が決定された。「子ども・子育て応援プラ

ン」の着実な推進にあわせ、すべての子育て家庭を支援するという視点のもとに、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの新しい子育て支援策や、働き方の改革に関する施策が推進されることになった。

育児休業

育児・介護休業法によって規定された、雇用労働者が育児のために休業することができる制度。労働者が申し出ることにより子が1歳（保育所に入所できない等の場合最長2歳）になるまで取得できる。父母ともに取得した場合には1歳2ヵ月まで延長可能。

意見表明権

児童の権利に関する条約には、12条で意見表明権が規定されている。締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。

石井十次

[1865-1914]

宮崎県に生まれる。19歳のときに洗礼を受ける。熱心なキリスト教信者。22歳のときに岡山孤児院を設立。ピーク時には1,200名の孤児を救済し、生涯を通して孤児救済に尽力した。また1909（明治42）年、当時のスラム街である大阪名護町に愛染橋保育所を開設した。

石井亮一

[1867-1937]

佐賀県に生まれる。1891（明治24）年の濃尾大地震の際に孤児を引き取り、それが契機となって東京に孤女学院を設立し、知的に遅れのある児童の教育

を行った。これは、のちに滝乃川学園となる。日本で最初の知的障害児施設、日本精神薄弱児愛護協会（現、日本知的障害者福祉協会）を結成するなど、知的障害児問題に一生を捧げた。

いちじほこ 一時保護

児童福祉法 33 条には、児童相談所長は、必要があると認めるときは、措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えることができるとされている。一時保護は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の目的で実施される。2022（令和 4）年の児童福祉法の改正により、児童相談所が一時保護を開始する際には、親権者等が同意している場合を除き司法審査が導入されることとなった（2024 年より実施）。また、困難女性支援法に基づく女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性とその同伴家族の一時保護が実施される。

いちてんこな 1.57 ショック

1989（平成元）年の合計特殊出生率が、それまで最低であった 1966（昭和 41）年の 1.58 を下回ったことを指す言葉。1966 年は「ひのえうま（丙午）」の年にあたり、迷信により人びとが出産を控えたという特殊事情があった。この年よりも合計特殊出生率の低下が判明したことを「ショック」と表し、翌 1990 年は少子化が「問題」として認識される初年となった。

いとががずお 糸賀一雄

[1914-1968]
鳥取県に生まれる。1946（昭和 21）年、戦災孤児と知的障害児を収容する施設「近江学園」を設立し、園長となる。1963（昭和 38）年には重症心身障害児のための施設「びわこ学園」を設立した。重度の障害をもつ子どもたちに恩恵を施すのではなく、障害をもつ子どもたちが主体的に生きていける社会の形成を志向した「この子らを世の光に」という言葉で知られる。

いりけつき 医療的ケア児

人工呼吸器の使用、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが、日常的に必要な児童のこと。医学の進歩より NICU 等で長期に入院した後、在宅で生活

する医療的ケア児の増加を受け、2016（平成 28）年の児童福祉法の改正により「その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう」連絡調整が可能な体制整備を行うことが、地方公共団体努力義務として規定された（56 条の 6 第 2 項）。

ウィニコット

[Winnicott, Donald Woods 1896-1971]

絶対的依存状態にある乳児が、母親との依存関係を通して、相対的依存へと移行し、母親から分離していくとした。また、絶対的依存状態にある乳児が受ける「抱っこ」という概念が、乳児の基本的経験として必要であるとした。

エリクソン, E. H.

[Erikson, Erik Homburger 1902-1994]

生涯発達の見点から人生を 8 つの時期に分け、各発達段階にはその時期に中心的な発達課題があると論じた。青年期の課題としてアイデンティティの確立、その準備段階としてのモラトリアムの概念で知られている。

エンゼルプラン

正式名称「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」の通称である。1994（平成 6）年、文部、厚生、労働、建設（旧省庁名）の 4 大臣合意により策定された少子化対策の最初の計画で、後の 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策が定められた。仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策として、保育所の量的拡大や低年齢児（0～2 歳児）保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実が目指された。

オーウェン

[Owen, Robert 1771-1858]

産業革命期の 19 世紀イギリスにおいて、児童労働禁止の立場から、1816 年に「性格形成学院」を設立し、幼児の保護および教育をすすめた。人間の性格は、環境によって形成されるという性格形成論を唱えた。オーウェンの活動は、その後の工場法制定にも影響を与えた。

解離性障害

[dissociative disorder]

一般的には多重人格として知られているが、正確にはDSM-5の基準である解離性健忘（自伝的記憶の喪失）、解離性同一性障害（いわゆる多重人格）、離人感・現実感消失症（自分自身に対する非現実的感覚）、などが当てはまる障害と判断されるものである。虐待によって生じるとの説もあるが、議論も多く確定はできていない。

家庭裁判所

児童福祉法 25 条には、罪を犯した満 14 歳以上の児童を発見した場合は、家庭裁判所に通告しなければならないとされている。少年事件の保護処分には、保護観察所の保護観察、児童自立支援施設または児童養護施設への送致、少年院送致の種類がある。

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している児童に対し、早期の家庭復帰が達成されることを目的に、保護者等への育児指導や相談等を行う専門職員のこと。

家庭児童相談室

福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談業務を強化するために設置された相談機関である。地域住民の比較的身近な相談機関としての役割が期待されている。家庭相談員および社会福祉主事が配置される。

家庭的保育事業

児童福祉法に規定される事業の1つで、いわゆる「保育ママ」である。市町村が乳児または幼児が保育を必要とするときと認める場合において、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。「家庭的保育事業ガイドライン」が定められており、家庭的保育者の定義（市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者）等が明記されている。保育を必要とする3歳児未満（必要に応じて3歳以上）の乳幼児を対象とする家庭的保育事業については、子ども・子育て支援法（7条5項）に地域型保育事業の1つとして位置づけられている。

感化法

1900（明治33）年、非行少年等を教育や保護によって感化することを目的として制定された法律。その後、都道府県の義務として感化院が設置された。1933（昭和8）年に少年教護法となり、1947（昭和22）年には児童福祉法のなかに教護院が位置づけられ、少年救護法は廃止された。

救護法

第一次世界大戦末期には、物価高騰による生活苦を背景に米騒動や労働運動が勃発し、これらの社会不安を受けて政府は社会事業対策を打ち出していく。1874（明治7）年に制定された恤救規則ではますます深刻化する国民の救貧対策に対応できなくなり、それに代わるものとして救護法が1929（昭和4）年に制定されたが、財源難から3年遅れて施行された。対象者は、65歳以上の老人、13歳以下の幼者、妊産婦、病人であり、労働能力のある者はその対象とされなかった。

くるみんマーク／プラチナくるみんマーク

次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の要件を満たした企業が申請を行い、厚生労働大臣から認定されることで使うことができる子育てサポート企業マークのこと。特に厳しい基準を満たし特例認定を受けた場合にはプラチナくるみんマークとなる。子育てに理解がある優良企業であるというアピールができることと、税制優遇措置などのメリットがある。

結社・集会の自由

児童の権利に関する条約（1989年）15条には、「締約国は、結社の自由および平和的な集会の自由についての児童の権利を認める」とし、「民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課すことができない」として、締約国の責務を明らかにしている。

健康診査

母子保健法における健康診査は、疾病や発達の遅れを発見し、適切な指導を行うため、妊婦および乳幼児に対して市町村が実施している。幼児について

は、1歳6か月児健診と3歳児健診が実施される。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計から算出したもので、1人の女性が一生の間に産む平均的な子どもの数とみなされる。2020（令和2）年の日本の数値は1.33で、人口維持に必要な水準の2.06を大きく下回っている（2022年「人口統計資料集」）。

子育て支援事業

市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等の実施に努めなければならない（児童福祉法21条の9）。また、放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない（同法21条の10）、子育て支援事業に関し、必要な情報の提供を行うものとされている（同法21条の11）。

子ども家庭センター

「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」機関。2023年4月に内閣府の外局として創設される「子ども家庭庁」が所管する。設置は市区町村の努力義務となる。従来、市区町村に設置されている児童福祉に関する相談支援拠点や、母子保健型の「子育て世代包括支援センター」の意義や機能は維持した上で組織を見直し、より包括的な相談支援を行う。具体的には、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を実施する。

子ども家庭庁

子ども施策を総合的に推進するために、新たに内閣総理大臣直属の機関として内閣府の外局に設置される行政機関（2023年4月発足）。心身の発達過程にある子どもが、自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、政策の企画・立案・調整等を実施する。これまで各省庁の縦割りで実施されてきた子どもに関する施策を有機的にまとめると共に、省庁で扱う問題の谷間となり見過ごされてきた施策を実施することで、歯止めのかからない少子化や、虐待、いじめ、貧困など

子どもの権利侵害の状況を改善していくことをめざす。庁内の特別の機関として内閣総理大臣を会長とする「子ども政策推進会議」が設置される。

子ども基本法

子ども施策を総合的に推進することを目的として新たに制定された法律（2022〔令和4〕年）。子ども家庭施策に関する基本理念を示すとともに、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、その養育は「家庭を基本として行われる」という認識を示した。次代の社会を担う全ての子どもが最善の利益を保障されて育つことのできる社会の実現のために、国・地方公共団体が子どもの状況に応じた施策を実施する責務を定めたほか、事業者にも雇用環境の整備について努力義務を課している。施行期日は2023年4月。

子ども・子育て応援プラン

2004（平成16）年、少子化社会対策会議決定「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」のこと。2002（平成14）年の「少子化対策プラスワン」とともに、次世代育成支援対策行動計画策定（2005年から10か年計画）にあたってのガイドラインを提示している。その後、2010（平成22）年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定により、2014（平成26）年度までの子ども・子育て支援に関する具体的内容が示された。

子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援法に規定された給付で、子どものための現金給付（児童手当）と、子どものための教育、保育給付（施設型給付費・特例施設型給付費・地域型保育給付費・特例地域型保育給付費）及び子育てのための施設等利用給付がある。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行、家庭や地域環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付など必要な支援を行って、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す法律で、2012（平成24）年に制定された。その内容は、子ども・子育て支援給付、認定子ども園・幼稚園・保育所といった特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事

業、子ども・子育て支援事業計画、子ども子育て会議等から構成されている。

コルチャック

[Korczak, Janusz 1878-1942]

ユダヤ系ポーランド人。ポーランドの小児科医、児童文学作家で教育者でもあった。1911年からユダヤ人孤児のための孤児院「ドム・シェロト」の院長となる。ホームの運営を子どもたちの自治によって行うことを主導し、「子ども裁判」「子ども議会」などを生み出した。ナチスのユダヤ人絶滅政策により、200名の子どもたちと運命を共にし、ガス室に送られ生涯を終えた。子どもを人権の主体と考えるその実践は、「児童の権利に関する条約」につながった。

困難女性支援法

正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」。DVや性被害、貧困など、多様化する困難に直面する女性を自立に向けて包括的に支援することを目的として2022（令和4）年に成立した（2024年4月施行）。従来は売春防止法に基づく「婦人保護事業」として実施されていた支援を現代の状況に合わせるとともに、国が支援に関する基本方針を示し、それに基づき都道府県が計画を策定することを義務づけた。

里親

要保護児童の養育を希望し、要件を満たして里親名簿に登録された者等。委託の措置は都道府県知事（指定都市・児童相談所設置市は市町）がとる。里親の種類には、「養子縁組を希望する里親」のほか、「親族里親」「養育里親」があり、養育里親には「専門里親」が含まれる。児童に対する監護、教育、懲戒に関する権限が定められている（47条3項）。

里親委託

児童相談所長は、要保護児童発見者の通告（児童福祉法25条）を受けた児童等について、里親に委託しまたは乳児院、児童養護施設等に入所させる必要があると認めたときは、都道府県知事に報告することとなっている。その際、都道府県知事は里親委託等の措置を採らなければならない。

里親支援センター

2022（令和4）年の児童福祉法改正により新設された里親支援事業を行う児童福祉施設。里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、施設入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。

次世代育成支援対策推進法

2003（平成15）年制定。地域における子育ての支援等の実施に関する、市町村行動計画や都道府県行動計画が、この法に基づき、前期計画（2005～2009年度の5か年）および後期計画（2010～2014年度の5か年）として策定された。一般事業主および特定事業主が行動計画を策定した場合、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。また、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象は、常時雇用者101人以上の事業主となっている。当初2015（平成27）年3月31日までの時限立法だったが、2025年3月31日まで延長された。

思想、良心、宗教の自由

児童の権利に関する条約14条において、締約国は、児童が思想、良心および宗教の自由についての権利を行使するに当たり、父母等が、児童の発達能力に適合する方法で指示を与える権利と義務の尊重を規定して、締約国の責務を明らかにしている。

市町村の業務

児童および妊産婦の福祉に関し、必要な実態の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずるなどの業務のほか、子育て支援事業の実施、保育の実施、障害福祉サービスの提供、乳幼児の健康診査、児童扶養手当支給の申請受理や支給決定、児童手当の認定支給等の業務を実施する。

児童

児童福祉法4条では、児童を「満18歳に満たない者」と規定し、さらに乳児、幼児、少年に分類している。しかし、国内で適用される法令の種類によってその範囲や名称が異なる。児童の権利に関する条約では、「18歳未満のすべての者」を児童としている。

児童委員

児童福祉法 16 条には、市町村の区域に児童委員を置くこと規定されている。民生委員を兼ねることにより、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。その職務は、児童および妊産婦の状況把握、情報提供、援助および指導等である。また、要保護児童発見者は、児童委員を介して通告することができる（児童福祉法 25 条および児童虐待防止法 6 条）。

児童委員の活動要領

雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について」（2004〔平成 16〕年）の別添。児童委員の職務や活動内容の明示のほか、主任児童委員の職務についても明示されている。

児童家庭支援センター

児童福祉法 44 条の 2 において、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行い、また児童相談所、児童福祉施設との連絡調整等を行う児童福祉施設である。児童福祉施設に附置する（ただし附置を要件としない）ものとされている。

児童虐待

2000（平成 12）年に児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）が制定され、児童虐待の定義が明示された。①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、④心理的虐待の 4 種別に分類される。

児童虐待等の場合の措置

児童福祉法 28 条には、保護者の児童虐待等の場合の都道府県の措置が規定されている。また、虐待等により、児童を里親に委託し、または乳児院等に入所させようとする時は、家庭裁判所の承認をとることになっている。家庭裁判所は、当該保護者への指導措置をとるよう都道府県に勧告することができる。

児童虐待の早期発見

児童虐待防止法 5 条には、児童の福祉に業務上関係のある団体や、児童の福祉に職務上関係のある者

は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされている。

児童虐待防止法

正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」。2000（平成 12）年制定。児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防および早期発見、国および地方公共団体の責務、児童の保護および自立支援のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策の促進を目的とする法律である。都道府県知事は、当該保護者に対する出頭要求、立入調査、再出頭要求および当該児童の臨検、搜索等をさせることができる。2019（令和元）年 6 月（2020〔令和 2〕年 4 月施行）の改正により、親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことになった（14 条）。

児童憲章

児童福祉法で示された理念を普及させるために制定された、すべての児童の幸福をはかるための日本独自の宣言。1951（昭和 26）年のこどもの日（5 月 5 日）に制定され、3 項目から成る前文のほか、全 12 条から成り立っている。

児童健全育成施策

児童福祉法 2 条には児童（健全）育成の責任が明記されている。児童厚生施設（児童館、児童遊園）の整備、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備、地域組織活動（母親クラブ）の促進、児童環境づくり基盤整備事業、社会保障審議会福祉文化分科会による児童福祉文化財の推薦等が実施されている。

児童厚生施設

児童福祉法 7 条における児童福祉施設の 1 つ。同 40 条において児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設とされている。「児童の遊びを指導する者」を置くことになっている。

児童指導員

児童福祉施設に配置される児童の指導に関する専門職種である。児童の施設生活全般に関する援助業務

のほか、家庭環境との関係調整等の相談業務にも関わることになるが、現場では保育士等との連携において職務が遂行されることになる。

児童自立支援施設

児童福祉法7条における児童福祉施設の1つ。同44条では、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することに加え、退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。児童自立支援専門員および児童生活支援員が配置される。都道府県は児童自立支援施設を設置しなければならない(児童福祉法施行令36条)。

児童自立支援専門員・児童生活支援員

児童自立支援施設に置かなければならない職員(児童福祉施設の設備および運営に関する基準80条)のこと。おおむね児童5人につき1人以上配置することとされている。児童自立支援専門員は児童の生活指導を担い、児童生活支援員は児童の生活支援を担うこととされている。

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

児童福祉法6条の3に規定された事業で、いわゆる自立援助ホームのことをいう。義務教育を終了した児童または児童以外の満20歳に満たない者であって措置解除等をされた者や、大学などに通学する満22歳未満の者への住居の提供や日常生活上の援助、相談、生活指導、就業指導などを行う。児童相談所の措置によって開始される。近年では施設への措置を経ないで直接措置される者も増えている。第二種社会福祉事業である。

児童心理司

児童相談所に配置されている心理判定や心理療法などを行う心理の専門職。2016(平成28)年の児童福祉法改正で、児童相談所に義務設置されることが規定された。

児童心理治療施設

2016(平成28)年の児童福祉法改正により情緒障

害児短期治療施設から名称変更されたもので、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設(2017〔平成29〕年4月施行)。現在は被虐待児の入所が多い。

児童相談所

都道府県・政令指定都市に必置。児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに依る役割や、必要な判定・指導、児童の一時保護の実施等を業務とする。また、市町村に対し必要な援助・相互間の連絡調整等や障害者総合支援法に規定する業務等も実施する。また児童福祉法には、児童相談所長の役割や採るべき措置が規定されている。2006(平成18)年には中核市、2016(平成28)年には特別区も設置できることとなった。

児童相談所運営指針

児童相談所の相談の種類や内容を示した運営指針である。児童相談所の業務は自治体単位であるため、国のガイドラインとしての役割をもたせた通知である。2016年(平成28)年9月の改正では、「子どもの最善の利益の優先」が加えられ、また「児童」が「子ども」と表現されるようになった。2018(平成30)年7月の改正では、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や、引継ぎが完了するまでの間は、児童福祉司指導および継続指導を解除せず、援助を継続することが明記された。2022(令和4)年3月の改正では、児童福祉司スーパーバイザーの専門性の強化、弁護士配置、里親支援について規定された。

児童手当

2012(平成24)年度から、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やか

な成長に資することを目的とする新しい児童手当が実施されている。支給対象は、中学生までとして所得制限を設けた。所得制限額未満の者には、月額1万円あるいは1万5,000円が支給される。また、費用負担については国と地方の負担割合を2:1とし、被用者の3歳未満児（所得制限額未満）への支給に要する費用については15分の7を事業主の負担とする（公務員分は所属庁の負担）。

児童の権利宣言

1959年、国連採択。児童に固有の権利を保障する初めての国際宣言である。しかし、あくまで「宣言」にとどまるため、国際的な法的拘束力を持たせることに限界があり、後の「児童の権利に関する条約」（1989年）を待つことになる。

児童の権利に関するジュネーブ宣言

1924（大正13）年に当時の国際連盟によって採択された国際宣言である。第一次世界大戦によって犠牲になった子どもたちの事態を国際的に反省し制定された背景がある。国際宣言はその後、「世界人権宣言」（1948年国際連合）、「児童の権利宣言」（1959年国際連合）と続く。

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年、国際連合にて採択された国際条約。日本は1994（平成6）年に批准した。第二次世界大戦により子どもたちが犠牲になった国際的反省のもと、ポーランド政府による起草により初の子どものための国際条約として採択され、初めて「意見表明権（12条）」が示された。

児童の最善の利益

児童の権利宣言（1959年）において初めて示された理念。同2条に、「児童は、特別の保護を受け、…この目的のために…児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない」とある。その後、「児童の権利に関する条約」（1989年）3条においても、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な…いずれかによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と表記された。2016（平成28）年改正の児童福祉法ではこの理念が明

文化された。

児童の年齢区分と関係諸法

児童福祉法では「児童」を「満18歳に満たない者」と規定している（1歳未満「乳児」、満1歳から小学校就学前「幼児」、小学校就学始期から18歳未満「少年」）。また、児童手当法では「児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と規定している。一方、母子および寡婦福祉法や少年法では「20歳に満たない者」をそれぞれ「児童」「少年」と規定するなど、根拠法令によって子どもの定義が異なっている。

児童の発達理論

子どもの発達段階と発達課題についての諸理論が整理されている。たとえばエリクソン（Erikson, E. H.）は、人間の発達段階における発達課題を基本的信頼、自律、自発性、勤勉、同一性、親密さ、生殖性、自我の統合の8段階に整理した。

児童発達支援

障害児を児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものである（児童福祉法6条の2第2項）。

児童福祉司

児童相談所で中核的な役割を果たす任用資格である。当該区域において、児童の保護その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努めることを職務とする。児童福祉法13条には、児童福祉司の任用条件が定められている。厚生労働大臣の指定する学校等を卒業または修了した者。大学において専修する学科等を卒業し定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの。医師。社会福祉士。公認心理師。社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者等となっている。なお、精神保健福祉士は社会福祉士と同等とみなされ、任用資格をもつ。

児童福祉施設

児童福祉法7条には12種類の児童福祉施設が規定

されている。児童福祉施設は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において設備および運営についての最低基準が定められることになっている。

児童福祉施設の職員

国家資格としての保育士（保育所、児童養護施設等）のほか、任用資格としての児童指導員（児童養護施設等）、児童自立支援専門員・児童生活支援員（児童自立支援施設）、児童の遊びを指導する者（児童厚生施設）、母子支援員・少年を指導する職員（母子生活支援施設）が、各児童福祉施設に配置される。その配置基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定される。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」（4条）ことになっている。また、その基準によって、「入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障」（2条）される。

児童福祉審議会

都道府県および指定都市に義務設置される児童福祉に関する調査審議を行う機関。行政の一方的な判断にならないように広く関係者の意見を反映させるためのもので、行政の諮問、意見具申機関としての性格を持つ組織。

児童福祉の原理

児童福祉法には児童の福祉を保障するための原理が規定されている（1～3条）。2016（平成28）年の改正により「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」（1条）とされた。

児童福祉法

児童保護だけにとどまらず、児童における「福祉」を助長しなければならないとして、1947（昭和

22）年12月に制定・公布され、翌年実施された。それまでの児童保護に関する立法である「児童虐待防止法」や「少年教護法」などを吸収した総合立法である。2008（平成20）年の改正により、子育て支援事業および家庭的保育事業を法律上に位置づけ、里親制度の改正や小規模住居型児童養育事業の創設等が定められた。2012（平成24）年の改正においては、児童福祉施設が12種類に再編された。2016（平成28）年の改正では「児童の最善の利益の優先」が理念に加えられた。

児童福祉法の対象の定義

「児童」を「満18歳に満たない者」とし、そのうち「乳児」を「満1歳に満たない者」、「幼児」を「満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」、「少年」を「小学校の始期から、満18歳に達するまでの者」としている。また、「障害児」を身体に障害のある児童、知的障害のある児童、発達障害を含む精神に障害がある児童のほか、難病の児童について規定している。さらに、「妊産婦」を「妊娠中または出産後1年以内の女子」と定義している。

児童扶養手当

「児童扶養手当法」（1961年制定）に規定。母子家庭や父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的とする手当である。支給は、所得による支給制限があるが、母子・父子家庭とも対象となった。なお、「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいい、心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳まで手当が受けられる。

児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする児童福祉施設である。最近では、心理療法担当職員の配置のほか、2000（平成12）年度から地域小規模児童養護施設（グループホーム）が開始されている。5年に一度、「児童養護施設入所児童等調査結果」（最新平成30年2月）が、厚生労働省により発表されている。

自閉症スペクトラム障害

2013年のアメリカ精神医学会の最新の診断基準(DSM-5)で示されたもので、それまで、細かく分けていた広汎性発達障害やアスペルガー障害などを、1つの連続体(はっきりと区別するのではなく、さまざまな症状が連続してあらわれるもの)として表した。自閉症スペクトラム障害の特性としては、社会性(人とのコミュニケーションが苦手等)や行動(同じ行動を繰り返す、こだわりがある)、言語(オウム返しのような反復等)、知的発達(遅れやばらつきがある)などがあるが、これらも個人差があり、明確にすべての人に見られるというわけではない。また、特性があるだけでは障害といえず、そのことによって社会生活に困難を抱えている場合に用いられる。

社会的養護

保護者がいない、または保護者のもとで養育させることが適切でない児童に対し、国や地方公共団体、地域など社会的な支えによって、児童の養育を支えていく仕組み。日本では児童養護施設などの施設を利用した自立支援が中心で、里親への措置は未だに割合が小さい。

出生数の推移

日本の年間出生数は、第1次ベビーブームの頃が約270万人(1949〔昭和24〕年)、第2次ベビーブームの頃が約209万人(1973〔昭和48〕年)。いわゆる「1.57ショック」の根拠となった1989(平成元年)は、約124.7万人。2021(令和3)年は約84.2万人で14年連続で減少し、過去最低の出生数となっている(人口動態統計)。

主任児童委員

児童委員のうちから主任児童委員が厚生労働大臣によって指名される(児童福祉法16条3項)。担当区域を持たず、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助および協力を行う(同17条2項)。

障害児

児童福祉法4条の2により、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法2条2項に限定する発達障害児を含む)または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律4条1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての児童に対して行われる事業で、障害児の特性や家庭環境などを配慮して障害児支援利用計画を立てる障害児支援利用援助と、その見直しを行っていく継続障害児支援利用援助とがある。

障害児通所支援

従来の細分化されていた障害児に対する支援(児童デイサービスや知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設など)が再編されてできた事業。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス(特別支援学校などに通う障害児の放課後や休日などの支援)、保育所等訪問指導(障害児が通う保育所等に専門職が訪問し相談支援等に応ずる)から成る。市町村が窓口となって対応する。2022(令和4)年5月の児童福祉法の改正により、医療型児童発達支援は、児童発達支援に一元化される(2026年4月施行)。

障害児入所施設

知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設といった障害児が入所していた施設が統合され、2012(平成24)年4月より一本化された。障害の重度化等を踏まえ、複数の障害に対応できるようにする目的があった。福祉型と医療サービスも提供する医療型がある。入所の手続きは都道府県(児童相談所)が窓口となる。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

児童福祉法に規定される事業の1つであり、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業である。保護

者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業（当該児童5人または6人の規模）である。このような事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。3人以上の養育者を置かなければならず、その養育者は一定の要件を満たす者でなければならない。

少子化社会対策大綱

「少子化社会対策基本法」（7条）に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針。2004（平成16）年、2010（平成22）年（子ども・子育てビジョン）、2015（平成27）年に続き、2020（令和2）年に閣議決定された。2024年度までの子ども・子育て支援に関する整備目標が掲げられた。おおむね5年後を目途に見直しが行われる。

少年

児童福祉法4条では、児童を「18歳に満たない者」とし、そのうち少年を「小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者」と規定している。民法では、2022（令和4）年の法改正により「年齢18歳をもって、成年とする」（4条）と規定することにより、18歳未満を未成年者としている。少年法では「20歳に満たない者」を少年としているが、18歳・19歳の者については特定少年として、重罪を犯したときは、成年と同様の審議が行われることになった。

少年院

少年院法によって規定されている生活指導、職業指導などを行う矯正施設で、行った非行の程度や年齢等を考慮し、家庭裁判所の審判によって保護処分の1つとして入院が決定される。おおむね12歳以上で心身に障害がない者が入る第1種、犯罪傾向が進んだおおむね16歳以上の者が入る第2種、心身に障害がある者が入る第3種、刑の執行を受ける者が入る第4種、特定少年対象の第5種がある。在院期間は成人とは異なり、細かい期限は決められていない。

少年教護法

1933（昭和8）年制定。少年（14歳未満）に対する教育的保護、少年教護院（感化院から名称変更）の

規定等が実施された。それまでの感化法（1900〔明治33〕年）に代わる法律であり、1947（昭和22）年に児童福祉法が制定されるまで実施された。

少年法

少年（20歳未満）の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年および少年の福祉を害する成人（20歳以上）の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする法。心身が未成熟で社会的経験の乏しい少年を対象とする同法は、刑法・刑事訴訟法の特別法にあたる。

女性自立支援施設

困難女性支援法の施行に基づき、現在の「婦人保護施設」から2024年4月に名称変更される。都道府県や市町村、または社会福祉法人が設置する生活型施設。困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援、また、退所した者についての相談等を行う。支援対象者が児童を同伴する場合は、その児童の学習・生活も支援する。

女性相談支援員

困難女性支援法に基づき、女性相談支援センター等でさまざまな困難を抱える女性の支援にあたる専門職。現在の「婦人相談員」から2024年4月に名称変更される。その職務は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行うことである。都道府県、女性相談支援センターを設置する指定都市には配置が義務づけられており、市町村は配置に努めることが規定されている。

女性相談支援センター

困難女性支援法に基づき都道府県が義務設置する機関である（指定都市は任意設置）。現在の「婦人相談所」から2024年4月に名称変更される。家族の問題や妊娠や出産、配偶者からの暴力など女性が抱える問題全般について、女性相談支援員など専門の相談員が電話や面接での相談に応じ、医学的・心理学的な援助や関連制度に関する情報提供等を提供する。必要に応じて一時保護を行う機能もある。2002

(平成14)年から、配偶者暴力相談支援センターの機能も担っている。

自立支援医療

障害者総合支援法に規定された医療費の支給制度。身体に障害のある児童に対する育成医療、身体障害者に対する更生医療、および精神障害者に対する精神通院医療の3種類からなる。障害に関わる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消し、医療費の多寡と所得の多寡に応じた、公平な負担を求めるもの。

自立支援計画

児童養護施設等では、衣食住を保障することのみならず、あわせてその自立を支援することを目的とすることから、児童の個別的な自立支援計画を策定する。策定の際には、能力や年齢に応じて子ども本人の意向を反映すること、保護者の意向を確認した上で、子どもの権利保障を重視して作成することが求められる。

親権

未成年の子に対する親の権利義務。身辺監護（監護教育の権利義務、居所指定権、懲戒権、職業許可権）と財産管理に大別でき、父母が共同して行う。養子は養親が、非嫡出子は母が親権者となる。父母が離婚すると一方が親権者となり、協議離婚以外では家庭裁判所が決定する。子への利益相反行為は禁止され、財産管理では自己のためにする程度の注意義務を負う（善管注意義務より低い）。

親権喪失宣告の審判等の請求

父または母による親権の行使が困難または不適當であることにより子の利益を害するときに、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官や、児童相談所長が親権喪失宣告の請求を家庭裁判所に対して行うことができる（民法834条の2、児童福祉法33条の7）。

親権の一時停止

2012（平成24）年4月から始まった制度で、親権者の行為が子の利益に反するとき、一時的に親権を停止させることができる。日本における親権はとても重く、喪失宣告の請求も審判の決定も少ないこと

から作られた。親権停止中は、未成年後見人が選任され、子どもの権利を守るとともに親権を停止するに至った原因を取り除き、親子再統合について検討される。停止期間は2年までで、延長するには家庭裁判所での再審理が必要となる。親権の一時停止中は、一時保護中は児童相談所所長が、施設委託中は施設が親権を代行することが定められた。

親権を行う者

民法820条には「親権を行う者は、子の監護および教育をする権利を有し、義務を負う」と規定され、同818条において「成年に達しない子は、父母の親権に服する」ことになっている。なお、里親は、受託中の児童で親権者のあるものについても、監護、教育、懲戒に関する必要な措置をとることができる（児童福祉法47条3項）。

第1次ベビーブーム/第2次ベビーブーム

1949（昭和24）年の日本の出生数は戦後最高の約270万人で、この年を含めた出産ブーム（1947～49年）を第1次ベビーブームという。また、第1次ベビーブーム世代が出産時期を迎えた1973（昭和48）年には出生数が209万人となり、この前後を含めた出産ブーム（1971～74年）を第2次ベビーブームという。

第1回ホワイトハウス会議（児童福祉白亜館会議）

アメリカホワイトハウス（白亜館）にて、大統領によって召集され開催されるアメリカ国内の全国児童福祉会議。1909年に第1回会議が開催され、家庭との関連を重視した児童福祉のあり方が勧告された。その後、約10年間ごとに全国児童福祉会議が開催されている。

高木憲次

[1888-1963]

肢体不自由児に対する治療と教育を兼ねた社会的な療育の必要性を主張した。「肢体不自由」名称の命名者。日本初の肢体不自由児のための学校「光明学校」の設立（1932〔昭和7〕年）、園長を務めた「整肢療護園」（1942〔昭和17〕年）の実践を経て、戦後、肢体不自由児施設が児童福祉施設として位置づけられるのに尽力した。

地域子育て支援拠点事業

これまでの「つどいの広場事業」と「地域子育て支援センター事業」の両事業を、2007（平成19）年より「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」の3類型に分類し、さらに、2012（平成24）年度からは、「ひろば型」と「センター型」を「一般型」に、「児童館型」を「連携型」に再編したものの、地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法に規定される事業の1つであり、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業である。また、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の1つでもある。

地域型保育事業

主に3歳未満の子どもをもつ利用者に、多様な保育の選択肢を提供する目的で設置された。0～2歳の待機児童対策および人口減少地域の保育施設の確保方策の面もあわせもつ。市町村、民間事業者等を事業主体とし、市町村により認可され、子ども子育て新制度の「地域型保育給付」の対象となる。6～19人の小規模保育事業、1～5人を保育者の自宅等の場所で保育する家庭的保育事業、事業所の従業員の子どもと保育を必要とする地域の子どもを合わせて保育する事業所内保育事業、保育を必要とする子どもの自宅に保育者が出向く居宅訪問型保育事業、の4種類が、児童福祉法に規定されている。

地域小規模児童養護施設

2000（平成12）年につくられた児童養護施設の分園にあたる小規模な生活の場をいう。社会的自立を図るため、住宅街の中などに通常の民家を用意し、そこで6人程度の児童が生活する、いわゆるグループホームである。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

〔attention-deficit hyperactivity disorder〕

課題の持続が難しく1つの活動に集中できず、気が散りやすい注意の障害と、じっとしていなければならない状況でも過度に落ち着きがないといった多動性・衝動性を示す障害のこと。

DV防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律」。2001（平成13）年10月施行。配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための国や地方公共団体の責務等を明記している。また都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置を定めている。2004（平成16）年改正では、保護命令の対象範囲が拡大され、さらに2007（平成19）年の改正では、保護命令制度の拡充が図られた。2013（平成25）年改正では、法律名称の一部が「被害者の保護」から「被害者の保護等」に変更され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者が法の適用対象に含まれた。

特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことで、児童福祉法6条の3第5項に規定されている。内容としては、夫婦の不仲や親の精神疾患や知的遅れ、家計が不安定な家の妊婦が想定され、児童虐待など養育のリスクを抱えやすい妊婦であるとみなされる。特別な配慮・支援が必要とされる。

特別児童扶養手当

この手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者を対象とする。

特別養子縁組

実親との法律上の親子関係を消滅させ、安定した養親子関係を成立させるための制度である。児童が6歳未満であることが条件であったが、2019（令和元）年6月に民法の一部が改正され、養子となる者の年齢の上限が原則15歳未満に引き上げられた。児童福祉司による支援期間を設け、養親は一定の研修期間を経ることが条件である（民法817条の2～2）。社会的養護の範囲には入っていないものの、2016（平成28）年の児童福祉法改正により、養子縁組に関する相談・支援が都道府県の業務として位置づけられることとなった。

都道府県の業務

児童福祉法には、都道府県の業務が定められている(11条)。市町村の業務に関する必要な援助、児童および妊産婦の福祉に関する広域的な実情の把握、児童に関する家庭その他からの相談のうち専門知識や技術を必要とするものへの対応、児童およびその家庭への必要な調査や判定業務、児童の一時保護、里親についての相談援助業務などである。その他、児童相談所の設置(12条)、児童福祉施設の設置・認可・廃止等に関する業務(35条)等のほか、児童福祉施設の設置および運営について、条例で基準を定めなければならないことになっている(45条)。

都道府県の採るべき措置

児童福祉法には、都道府県の役割や採るべき措置が規定されている。たとえば、要保護児童発見の通告(25条)を受けた児童に対し児童相談所の採るべき措置に関する報告を受けたとき(26条)または少年法の規定による送致のあった児童につき、必要な措置を採らなければならない(27条)。

留岡幸助

[1864-1934]

感化教育事業の第一人者。1899(明治32)年、東京巢鴨に感化院「家庭学校」を設立するなどして、1900(明治33)年制定の感化法に大きな影響を与えた。1914(大正3)年には、北海道家庭学校を設立し、小舎夫婦制による実践を行った。

乳児院

乳児を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。特に必要のある場合には、幼児を含むことができる。看護師等の配置が原則だが、一定の条件の下、保育士または児童指導員をもってこれに代えることができる。

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

児童福祉法に規定される事業の1つであり、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業である。市町村における実施の努力義務が課されている。市町村区域内のすべての乳児(原則として生後4ヵ月を迎

えるまでの乳児)のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、養育環境等の把握を行い、養育についての相談援助を行う事業をいう。「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」が定められており、事業の実施内容や実施方法等が明記されている。

認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設のこと。認可外保育施設は、児童福祉法59条の2の規定に基づき、事業の開始の日から1ヵ月以内に都道府県知事に届けなければならないことになっている。また設置者は、毎年、運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

妊産婦

妊娠中の女子または出産後1年以内の女子をいう(児童福祉法5条、母子保健法6条)。

認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(2006年制定)の規定による公示がされた施設をいう。小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行うことも求められる。

野口幽香

[1866-1950]

1900(明治33)年、日本で最初の託児所となる「貧民幼稚園」(二葉幼稚園)を設立した。また1922(大正11)年、「母の家」を付設し、母子寮の先駆となった。

発達障害

脳の生まれつきの機能障害により、社会生活を送ることに困難を抱えている状態(の人)をいう。コミュニケーションや対人関係を作ることが苦手な人が多く、それゆえ、さまざまなトラブルが発生しやすい。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害で、その症状が通常低い年齢において発現するものと定義しているが、DSM-5では、自閉症スペクトラム障害という表現を使って整理している。都道府県が設置する発達障害者支援センター

等が相談の専門機関である。

ピアジェ

(Piaget, Jean 1896-1980)

スイスの児童心理学者。子どもの認知発達の研究から発生的認識論を提唱した。認知発達の4つの段階（感覚運動期、前操作期、具体的操作期、抽象的操作期）や子どもの知能や心性の研究、保存の概念などで有名。

被措置児童虐待

児童福祉施設や里親への措置、一時保護などが行われている児童に対し、施設職員や児童相談所などの行政機関職員、里親が不適切な行為を行うことをいう。被措置児童虐待は絶対にあってはならないが、万が一発見したものは、速やかに、都道府県を設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会、もしくは市町村に通告しなければならない(児童委員を介して通告も可)。

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

住民同士の支え合いを基本として、利用会員と援助会員が子育てを協力しながらしていく仕組みをいう。たとえば子どもの送迎などはその一例である。2015(平成27)年度からの子ども子育て支援新制度発足に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた(児童福祉法6条の3第14項)。

保育士

児童福祉法18条の4に定義される国家資格である。登録を受けることが前提となり、保育士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、児童の保育のほか、児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。また、信用失墜行為の禁止等が規定されている。

保育士の責務

保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、および助言を行うために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならないことになっている(児童福祉法48条の4第2項)。

保育士の秘密保持義務

国家資格である保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない義務がある。この義務は、保育士でなくなった後においても同様であることになっており(児童福祉法18条の22)、違反した者には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。

保育士の名称独占

保育士は、児童福祉施設でその職に就いているかどうかにかかわらず、その名称を使用することができる。また、保育士でない者は、保育士や保育士に紛らわしい名称を使用してはならない(児童福祉法18条の23)。この規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられることになっている。

保育所

保育を必要とする乳児および幼児、また特に必要があるときはその他の児童を日々保護者の委託を受けて、保育することを目的とする児童福祉施設である。保育士、嘱託医および一定の条件の下に調理員を置かなければならないことになっている(児童福祉施設の設備および運営に関する基準33条)。児童福祉法に規定される保育所を「認可保育所」と称する。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校に就学している児童を対象とする第二種社会福祉事業である。保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童厚生施設等を利用しながら、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。

放課後等デイサービス事業

2012(平成24)年に児童福祉法に規定された事業。幼稚園、大学を除く学校通学中の障害児に放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための支援等(現在は「訓練等」、2026年より変更)を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを推進することを目的とする。

保健師・助産師

保健師助産師看護師法に規定される国家資格であ

る。保健師は、保健所や市町村保健センター、医療機関等において、母子保健、精神保健等の分野の保健活動に専門的に関わる。助産師は、病院等で、助産または妊婦等の保健指導を業とし、その免許は女性に限られている。

保護観察

保護観察官の監督のもと、社会内で非行や犯罪に手を染めず、正しい生活を一定期間送ることをいう。少年非行の対応では、家庭裁判所の審判の結果、保護処分の一つとして扱われる。保護観察官をサポートする者として、保護司やBBSがある。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策の一環として2003（平成15）年から開始された事業。母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスを提供するとともに、関係機関との連携を図りながら地域生活の支援や養育費の取り決め等の専門相談を行う。

母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）

2016（平成28）年の母子保健法の改正で、市町村が必要に応じ、設置することが規定されたセンター（2017〔平成29〕年4月施行）。母子保健の相談に応じたり、母、乳幼児に対する支援を行ったり、保健医療機関や福祉機関と連携を行うことで母子の健康増進を図るものである。この機関は、児童虐待の発生予防として、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を提供する子育て世代の包括的支援の拠点的位置づけのものである。

母子健康手帳

市町村に妊娠の届け出をした者に対し、交付される（母子保健法16条）。母子健康手帳には、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの健康診査、訪問指導、保健指導の記録、予防接種の接種状況の記録が記載されることが規定されている。これらの手帳の記録により、母子に関わる専門職が、継続性・一貫性のあるケアを提供することを可能にする。

母子支援員

母子生活支援施設において、母子の生活指導を行う者をいう。任用資格として母子生活支援施設に配置されなければならない職員である。個々の母子の家庭生活および稼働の状況に応じながら、就労、家庭生活および児童の養育に関する相談および助言を行う等の支援を実施する。

母子父子寡婦福祉法

正式名称は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」。1964（昭和39）年「母子福祉法」が制定され、1981（昭和56）年「母子及び寡婦福祉法」に改正、2014（平成26）年からは現在の名称になっている。

「母子家庭等」および「寡婦」の福祉を図ることを目的とする法律。「母子家庭等」とは、「母子家庭及び父子家庭」をいう。また、「寡婦」とは配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として民法の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。この場合の「児童」とは20歳未満のものをいう。保育所の入所選考にあたっては、特別の配慮を有する。

母子・父子自立支援員

母子父子寡婦福祉法8条により規定。2014（平成26）年の改正から母子・父子自立支援員に名称変更された。母子家庭・父子家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたり、改正法では、職業能力向上と求職活動に関する支援を行うことが追加された。

母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、自立促進のための生活支援、退所者の相談援助を行うことを目的とした児童福祉施設。児童福祉施設の設備および運営に関する基準により母子支援員が配置されなければならない。

母子保健

国および地方公共団体は、母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進に努めなければならない

(母子保健法5条)。市町村は、母子保健計画の策定のほか、保健指導、新生児訪問指導、一定の条件にある幼児の健康診査、必要に応じた妊産婦、乳児、幼児の健康診査、母子健康手帳の交付等を行うことになっている。

母子保健法

1965(昭和40)年制定。母性、乳児および幼児の健康の保持および増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じながら、国民保健の向上に寄与することを目的とした法律である。妊産婦、乳児、幼児、保護者、新生児、未熟児に関する定義が規定されている。

母子保護法

1937(昭和12)年に12歳未満の子を有する貧困母子家庭救済のために制定された法律である。内容は、生活扶助、養育扶助、生業扶助、医療扶助等である。

未成年後見制度

18歳未満の児童の親権者の死亡、不在の際に、親権者の代わりに児童の監護、教育等、親権を実施する後見人のこと。家庭裁判所により選任される。2016(平成24)年に民法が改正され、親権の一時停止制度が成立した際に、未成年後見人制度も改正され、個人のほか、社会福祉法人等の法人も後見人になること、複数人の後見人で役割分担をして親権を実施することが可能になった。

養育医療

医学的な対応が必要な体重2,000グラム以下の児童に対し、適切な医療の提供を行ったり医療費を支給したりする制度。当初都道府県が実施していたが、2013(平成25)年度より市町村が実施することになった。

※平戸ルリ子「国家試験対策用語集」八重樫牧子・原葉子編『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(第4版)』2020, pp.235-249に基づき、加筆・修正を加えた。

要支援児童等

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと(児童福祉法6条の3第5項)。これは、同法の「要保護児童」(保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)とは区別され、養育支援訪問事業の実施などにより、その養育が適切に行われることが望まれている児童をさす。

要保護児童対策地域協議会

地方公共団体は、要保護児童等(要保護児童、要支援児童、特定妊婦等)の適切な保護または支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない(児童福祉法25条の2)。要保護児童およびその保護者に関する情報等の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている(同法25条の2第2項)。

要保護児童発見者の通告義務

要保護児童を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所に通告しなければならない(児童福祉法25条および児童虐待防止法6条)。児童委員を介して通告することもできる。罪を犯した満14歳以上の児童については、家庭裁判所に通告する。また、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならない(児童虐待防止法5条)。

療育医療

児童福祉法20条に基づき、都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療育にあわせて学習の援助を行うため、病院に入院させて療育の給付を行うことができる。この際に医療が給付される。

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題 136 子ども・家庭の生活実態に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「令和4年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、子供がいる世帯の妻の就業状態は、パートタイム労働よりフルタイム労働の割合が高くなっている。
- 2 「令和4年版犯罪白書」(法務省)によると、少年の刑法犯等検挙人員は令和3年には戦後最大となった。
- 3 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省)によると、いじめの認知(発生)件数は、令和2年度に比べ減少した。
- 4 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」(厚生労働省)によると、母子家庭の世帯の平均年間収入は、同年の国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得の約8割である。
- 5 「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の小学校調査によると、「ヤングケアラーと思われる子どもの状況」(複数回答)では、「家族の通訳をしている(日本語や手話など)」に比べて、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が多い。

(注) 「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」とは、株式会社日本総合研究所が、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(厚生労働省)として実施したものである。

問題 137 児童福祉法の総則規定に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 全て国民は、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならない。
- 2 全て保護者は、その養育する児童の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 3 国は、児童を育成する第一義的責任がある。
- 4 全て国民は、児童の最善の利益を実現しなければならない。
- 5 全て児童は、家庭で育てられなければならない。

問題 138 事例を読んで、R市子育て支援課のB相談員(社会福祉士)がR市で利用可能なサービスの中から紹介するものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん(2歳)の母親であるDさんは、他の子どもと比べてCさんの言葉が遅れていると気に病むようになり、外に出かけにくくなった。心配したCさんの祖母がDさんと共にR市子育て支援課に相談に来た。Bは、2人の話を聞き、どのようなサービスが利用可能かを一緒に検討することにした。

- 1 保育所への入所
- 2 母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の利用
- 3 児童館の利用
- 4 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用
- 5 児童相談所の利用

問題 139 児童扶養手当に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 生活保護を受給していることが支給要件である。
- 2 児童扶養手当法における児童とは、障害がない子どもの場合、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 児童扶養手当は児童手当と併給できない。
- 4 支給額は、世帯の収入にかかわらず一定である。
- 5 父子世帯は、支給対象外となる。

問題 140 次の記述のうち、次世代育成支援対策推進法に関して、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 少子化に対処するための施策を総合的に推進するために、全ての児童が医療を無償で受けることができる社会の実現を目的としている。
- 2 都道府県及び市町村には、10年を1期とする次世代育成支援のための地域における行動計画を策定することが義務づけられている。
- 3 政府には、少子化に対処するための施策を指針として、総合的かつ長期的な労働力確保のための施策の大綱を策定することが義務づけられている。
- 4 常時雇用する労働者の数が100名を超える事業主(国及び地方公共団体を除く)は、一般事業主行動計画を策定しなければならない。
- 5 都道府県を基盤とした一元的な保育の給付について規定されている。

問題 141 特別養子縁組の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 配偶者のない者でも養親となることができる。
- 2 養子となることができる子の年齢上限は、6歳である。
- 3 養親には離縁請求権はない。
- 4 特別養子縁組の成立には、実親の同意は原則として必要ではない。
- 5 特別養子縁組は、都道府県が養親となる者の請求により成立させることができる。

問題 142 事例を読んで、この時点でのU児童養護施設のE家庭支援専門相談員(社会福祉士)の対応について、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Fさん(40歳代、男性)は、息子Gさん(8歳)と父子家庭で生活していた。Gさんが3歳の時に、Fさんによる妻への暴力が原因で離婚した。Fさんは、行儀が悪いと言ってはGさんを殴る、蹴る等の行為が日常的にみられた。額にひどいあざがあるような状態でGさんが登校したことから、学校が通告し、GさんはU児童養護施設に措置された。入所後、家庭支援専門相談員であるEがFさんに対応している。FさんはEと会う度に、「自分の子どもなのだから、息子を返して欲しい」と訴えていた。Gさんとの面会交流が進んだ現在では、「返してもらうにはどうしたらよいのか」と発言している。

- 1 Fさんに二度と叩かないことを約束すれば、家庭復帰できると伝える。
- 2 Fさんが反省しているとわかったので、家庭復帰できると伝える。
- 3 Fさんに「なぜ叩いたのですか」と問い反省を求める。
- 4 Fさんが体罰によらない子育てができるよう一緒に考える。
- 5 Fさんは暴力による方法しか知らないのだから、家庭復帰は諦めるようにと伝える。